

345.1

0-6352m

日本租稅制度
(總論、各論)

(昭和二十二年)

大藏省稅務講習所

345.1
B6352w

日本租稅制度

總論

目次

第三章 課稅要件	一
第一節 納稅義務者	一
第二節 課稅物件	四
第三節 課稅標準及稅率	八
第四章 課稅手續	一
第一節 課稅手續概要	一
第二節 賦課徵收手續	三
第三節 申告納稅制度	六
第四節 滯納処分	二



762990

第五節	權利救済手續	二四
第五章	処罰規定及び手續	二九
第一節	処罰規定	二九
第二節	処罰手續	三一

各論

第一章	所得税	三七
第一節	沿革	三七
第二節	納税義務者及び課税物件	四九
第三節	非課税法人、非課税所得及び免税所得	五一
第四節	課税標準及び税率	五三
第五節	申告	六二
第六節	納付	七〇
第七節	更正及び決定	七七
第八節	審査訴願及び訴訟	七九
第九節	雜則	八〇
第十節	罰則	八四

第二章 法人税

第一節 納税義務者及び課税物件 八六

第二節 課税標準 八九

第三節 税率 九三

第四節 申告及び納付 九五

第五節 課税標準の更正及び決定 一〇〇

第六節 同族會社に関する課税の特例 一〇二

第三章 特別法人税 一〇五

第四章 相続税及び贈與税 一一一

第一節 沿革 一一一

第二節 納税義務者 一一三

第三節 課税物件 一一六

第四節 課税価格及び税率 一二二

第五節 財産の評価 一二三

第六節 申告及び納付

第六節 申告及び納付 一二四

第七節 延納及び物納 一二五

第五章 通行税 一二六

第六章 登録税 一三一

第七章 有価証券移転税 一三八

第八章 印紙税 一四六

第九章 取引所得税 一四八

第十章 狩獵免許税 一五一

第十一章 入場税及び特別入場税 一五六

第十二章 酒税 一五八

第一節 沿革 一五八

第二節 課税物件 一六一

第三節 税率 一六三

第四節 課税標準及び納税義務者 一六五

第五節	賦課徴収	一六七
第六節	取締及び罰則	一七〇
第十三章	清涼飲料税	一七一
第十四章	砂糖消費税	一七七
第十五章	織物消費税	一八〇
第十六章	骨牌税	一九〇
第十七章	物品税	一九三
第十八章	馬券税	二〇一
第十九章	租税特別措置	二〇五
第一節	沿革	二〇五
第二節	現行法の概要	二〇七

目次終

日本租税制度 (総論) 第二分冊

第三章 諸税要件

納税義務が生ずるためには一方に納税義務者という人的要素を他方に課税物件という物的要素があり、両者間に帰属の關係があることを必要とする。更にこれに具体的効果を附するためには課税標準が確定し税率が適用されて税額が算定せられねばならぬ。即ち納税義務成立のために
 (1) 納税義務者 (2) 課税物件 (3) 課税標準 (4) 税率が確立してゐなければならぬ。

第一節 納税義務者

納税義務者とは法律上租税を納付すべき自然人又は法人を意味する。納税義務者は租税の法律上における主たる負担者ではあるが、必ずしも

實際上又は經濟上の租税者ではない。即ち直接税においては、納税義務者と租税者は一致するが、間接税においては一致しないのを原則とする。こゝに租税の転嫁の問題が生ずる。

次に法人も自然人と同様に納税義務者となり得るかどうかということについては議論のあるところであるが、法人の租税力と株主又は社員との租税力は同一ではない。普通の場合において法人の純益の一部のみが社員又は株主への配當にあつた他の部分は積立金又は準備金として事業の拡張費に使用されるのである。かく考へれば法人も独立の納税義務者とするのが妥當であるが、我國においては明治三十二年以來法人にも所得税を課してゐたが、昭和十五年の税制改革に當り法人には法人税を課することとなつたのである。但し都道府縣市町村その他の公共団体及び公益法人は法人税の納税義務者とはならない。

次に内國人（又は内國法人）と外國人（又は外國法人）との區別を明かにせねばならぬ。國內に住む内國人は一般に納税の義務を有する所得

税法には、國內に住む個人には所得の全部に對し所得税を納める義務があるとして規定し、國內に有する資産又は營業の所得のみならず外國において有する資産又は營業から生ずる所得に對しても所得税を課することを明かにしてゐる。なお相続税においても被相続人が國內に住居を有するときは相続財産の全部に對し相続税を課すると規定してゐる。外國に住む内國人は課税物件が國內に存する限度において課税せられる。所得法においては外國に住む個人は(1) 國內にある資産又は事業の所得(2) 國內で支拂を受ける利子所得(3) 内國法人から受ける配當所得(4) 國內で支払を受ける為と所得に對してのみ所得税を納める義務があるものとしてゐる。

相続税においても被相続人が國內にある相続財産に對してのみ相続税を課することを明記してゐる。その他流通税も國內における營業に關し箇々の取引を爲す限りこれを課せられる。

外國人又は外國法人も治外法権を有するものを除き我國に住み或は營

業をなす場合等には納税義務者たる資格を有する。即ち外国人が国内に住む場合には、所得税（但し本邦外の資産又は事業の所得は非課税所得とせられる）相違税が課せられ国内において取引をなす限り流通税が課せられ表題の財を消費する限り消費税が課せられる。又国内に住まなくとも国内に資産や営業所を有しこれらから所得を得てゐる限り、所得税が課せられる。

第二節 課税物件

課税物件とは、一定の所得、相続の事実、特定貨物の存在、特定の法律行為の締結又は経済的行為の遂行等の如き課税の対象となるものをいふ。その内容は納税義務者の担税力を推測し得べき物件或は同様の経済上及び社会上的生活事実として法規の定めるものであつて、その種類は多い。

第一に財産課税は「財産」を以て課税物件とする。

第二に所得課税としては、我國において主として問題となるのは所得税の如き人税であるが、人税の課税物件は特定の人格者を中心として定められねばならない。例へば所得税の課税物件たる「所得」の概念の如きは特定期間における特定人の収入を総合しその収入を得るに要する必要経費との比較を経て初めて定められる。

第三に消費課税は通常特定の生産物を以て課税物件とし、これを製造し又は製造場から市場へ引取る機会に行はれる。外國から輸入せられる貨物は國內産業保護の目的のために関税を賦課せられるが、その貨物が消費税の目的となる場合には更に消費税の課税物件となる（砂糖消費税、織物消費税）。

第四に流通課税の課税物件は多くは法律上の行為でその行為の成立又は履行が課税の対象となる。これらの法律上の行為は通常取引生活において書面の形式で遂行せられるので交通課税は、文書の作成を以て

課税の機會としてこれに對して印紙を貼用しこれを消印せしめることにより課税の目的を達することが尠くない（登録税印紙税）。

課税物件の規律をなすについては同一人に對し又は同一物件に關して眞の意味における重複課税をなさぬよう努めねばならない。我國の租税制度においては、物税は財産の所在地により人税は納税義務者の住所地により行爲税は行爲地により課税すべき旨の原則を定め、同一課税主体による重複税を避ける手段を講じてゐる。

課税物件について注目すべきは課税物件に關する例外である。課税物件に關する例外は課税物件の眞に關する例外と量に關する例外の二つに分れる。課税物件の眞に關する例外とは同じ種類の課税物件の中で免せられるものがあることをいふ。

例へば所得税を課さないものとして(1) 皇室経消法による内廷費及び皇室費 (2) 傷病者の恩給並びに遺族の恩給及び年金 (3) 旅費学資金及び法定扶養料 (4) 邦交資金の利子及び命令を以て定めらるる当座資金の利子

(5) 事業等所得のうち営利を目的とする継続的行爲から生じた所得以外の一時の所得 (6) 日本の國籍を有しない者の所得税法施行地外にある資産營業又は職業から生ずる所得とがある。その他各個の税法に非課税物件を規定してあるものが多い（登録税、通行税、有価証券移転税）。

課税物件の量に關する例外は更に二つに分れる。課税物件が一定量に達しないときに免するものが免税点であり一定額を控除した残額に課税するものが基礎扣除である。又課税物件が一定の状態に置かれたときにその一定の状態に置かれた分量に限り免税するものが、條件附免税である。免税点又は基礎控除の問題は最低生活費を免除することから起つてゐる。所得税相続税等にこの種の規定が設けられてゐる。

條件附免税は消費税について起る。消費税は内地において専断的消費に供せられる物品に課するものであるところから、その品物が外國において消費せられ又は内國の生産事業に用ひられるときは、これを免するものである。この免税は條件の到来を予期し初めから課税せずにおく方法に

よることができる。原料、免税と輸出免税とがこれである。(酒税、砂糖消費税)。

これに及し消費税としては一惠これを課し輸出という条件が到来したときにその税を戻す制度がある。これを輸出戻税の制度という(砂糖消費税、織物消費税)。

第三節 課税標準及び税率

課税標準とは税額算定の基礎となる標準をいふのであって、課税物件の価格又は数量を以て表現せられる。たとえば所得税における所得金額、地租における土地の賃貸価格、物品税における物品の価格、酒税における移出石数の如きものである。

印紙税の如く課税標準が外見上明白な場合を除き課税標準には確定を必要とする。課税標準の確定は納税義務者の申告によることもあり、或

は納税義務者の申告を基礎とし收税官の決定によることもある。所得税、法人税、相続税は前者の例であり、織物消費税は後者の例に属する。但し前者においても申告のないとき又は申告を不当とするときには所得税及び相続税の如き財産的綜合課税にあつては所得の算定又は財産の評価に關して相當に詳細な規程が規定せられてゐる。

税率とは税額の決定をなすための課税標準に對して適用せられる比率をいふ。

税率には比例税、累進税、定額税及び階級税の區別があつて課税標準の多少に拘らず同一率のものが比例税であり課税標準の大なるに従つて進増する税率を適用するものが累進税である。現行の消費税は大部分比例税を採用してゐる。累進税は更に全額累進税(單純累進税)と超過累進税の二種に分ち得る。前者は一個の課税物件に對し單一の税率を適用するものであつて、たとえば千円以下は百分の二、千円を超え、二千円以下は百分の三、二千円を超えるものに對しては百分の五の税率を適用

するといふが如き場合であつて後者は、一個の課税物件を幾個の段階に
區分し各段階に漸次累進する税率を適用し、漸くして計算した金額の合計
を税額とするものであつて、直接税においては所得税を初めとして累進
累進の方法によつてゐる。定額税は課税標準の大小を問はず一定金額を
課するものであつて、登録税、印紙税等これに属する。定額税の一種に
階級税がある。これは課税標準を幾個の段階に分ち夫々の段階に応じて
一定金額を課するものであつて、區間制により運賃を定めた線路につい
その通行税の如きこれに属する。

第四章 課税手續

第一節 課税手續概要

納税義務者と課税物件が存在し兩者の間に帰属関係がある場合に納税
義務が発生する。併しこの納税義務が具体的に効果を発生し完成するた
めには更に課税標準が確定されその確定した課税標準に對して税率が適
用され、かくして得られた税額を政府に納付するという手續がとられね
ばならぬ。

従來の課税手續はすべて政府の賦課徴収手續を通じて形成せられてゐ
た。この賦課徴収手續は通常課税標準の決定と納税の告知という二つの
行政処分から成り立つてゐるのであつて、即ち課税標準の決定も納税義
務者の一應の申告が認められる場合があつても最終的には政府の決定す
るところであり、納税も政府の納税告知を俟つて初めて行はれることに

なつてゐた。併し終戦後は賦産税法及び戦時補償特別税法を初めとして従来の賦課徴収手続に代つて申告納税制度が課税手続の中核となるに至つた。即ちこの申告納税制度は昭和二十二年の税制改正に際して所得税法入税、相続税等に全面的に採り入れられて来たのである。

この申告納税制度というのは、納税義務者が課税標準を記載した申告書を提出することによつて、課税標準が確定し納税義務者がその申告に係る課税標準に税率を適用して自発的に納税することによつて納税義務が完成され政府の行政処分が介入するまでもなく自動的に納税が行はれる制度である。

次に印紙税の如く課税標準が外見上明白な場合には、課税標準の確定という手続は必要でなく納税義務者が直に印紙を以て納付すれば課税手続が完了するのである。

更に源泉徴収という方法をとるものもある。これは所得税中の利子所得と所得等に対する課税の如く、納税義務者に対して利子、給与等の

支払をなす者がその支払の際その支払ふべき金額に対して税率を適用して税額を徴収しこれを政府に納付することによつて行はれる。

以上いづれの場合においても（印紙によつて納付するもの例へば登録税印紙税骨牌税等を除く）納期日迄に政府に納付しないとときには国税徴収法によつて滞納処分を行う。

次に遠法又は不当の租税賦課及び滞納処分に對しては特別の権利救済手続が認められてゐる。

以下には(1)賦課徴収手続、(2)申告納税制度、(3)滞納処分、(4)権利救済手続について述べる。なお各税につき課税手続を圖解すれば別表の如くとなる。

第二節 賦課徴収手続

一 課税標準の決定

前に述べたように直接税においては現在課税手続は申告納税制度に
移行して、に述べる賦課徴収手続は原則としてとれないのであるが
参考までに従来の法人税又は所得税について課税標準はいかにして決
定せられたかを述べるとまず納税義務者の申告をその前提手続とする
所得の申告は法人税については毎事業年度の決算確定の日から三十日
以内に納税義務ある法人からなされる。その際所得調査の基礎として
財産目録、貸借対照表、損益計算書等の書類を添附することを要する。
課税標準の決定は以上の如く義務者の申告に基いて税務署長がこれを
與える。但し申告がないときは又は申告を不相当と認めるときは政府の
例の調査によって決定せられる。所得税の場合も申告を参考としてな
されるのであるが、この場合には別に設けられる所得調査委員会の調
査が重視せられる。所得調査委員会は納税義務者の中から四年の任期
を以て選任された委員を以て組織せられる合議体の機関であつて、原
則として各税務署の所轄毎に設けられて居り、毎年税務署長により結果

せられ、所得調査の諮問を受ける。所得金額の決定があつたときは、
政府はこれを納税義務者に通知することを要する。
相続税の課税標準の決定については、納税義務者の提出する書類を
尊重するけれども、別に相続財産に関する調査委員会は設けられな
い。

次に現行の消費課税における課税標準の決定手続は区々であるが、
原則として納税義務者の申告を基礎として政府によつて決定せられる。
例と減価償却税にこれは製造場又は採掘地域から減価を引取る者は引
取の際減価の価格を政府に申告する。政府はこの申告を基礎として課
税標準の決定をするのであるが、右の申告額を不相当と認められた場合又
は申告のない場合においては、政府は減価の価格を査定する。この査
定というのは課税標準の決定のことである。

二 納税告知書の送達

課税標準の決定せられ、これを後に納税告知書の送達が行はれる。納税告知書の発行は納税義務者に対して納期日及び納付の場所を決定するものであつて、納税告知書の送達は義務者の住所又は居所に宛ててなされる。告知書の送達を受くべき者が(1)其の住所若しくは居所において受理を拒絶したとき、(2)本邦内に住所居所をもたないとき、(3)住所居所ともに不明のときは收税官庁において書類の要旨を公告し、公告の初日から七日を経過したときはその送達があつたものとみなされる。

第三節 申告納税制度

申告納税制度は古くから米国の所得税、相続税等に採用されてゐるところで、納税義務者の申告により課税標準が定まりその申告に係る課税標準について納税義務者自らその税額を算出して納税する制度である。

従つて政府の行政処分を要せずして納税義務者の手によつて自発的に納税義務が完遂せられ最も民主的な納税制度とせられてゐるのである。

現在我國においては財産税、戦時補償特別税に採用せられた他所得税法人税、特別法人税、相続税、贈与税に用いられてゐるが、これら各税の中申告納税制度の具体的な手続は各論の各税紹介に譲るが、要するに申告納税制度の特色は前述の賦課徴収手段と異り納税義務者が課税標準を記載した申告書を提出することによつて、課税標準が確定し、従つて納税告知書送達の手続を踏むことなく、納税義務者がその申告に係る課税標準に税率を適用して自発的に法定期限までに納税することによつて納税義務が完成されることにある。

併し申告納税制度が完全に行はれるがためには、申告が正当に行はれたか否かを判断する制度並びに正当な申告をしなかつた者に對する制裁の制度が特に必要とせられる。これは申告納税制度を採用する諸税法に原則として共通の事項であるので左にその要旨を掲げる。

(1) 更正及び決定

納税義務者の申告と併行して政府は納税義務者の所得金額等を調査しこの政府の調査した所得金額等が納税義務者の申告に係る所得金額等と異るときは、政府において所得金額等を更正する。この更正といふ行政処分により一應申告により確定してゐた課税標準は変更を加えられることとなるのである。又申告書が提出されない場合において政府の調査によつて納税義務があると認められるときは政府が所得金額等を決定する。更正又は決定をしたときにはこれを納税義務者に通知する。

なお申告書を提出した後納税義務者において申告書に記載した所得金額等に誤謬があることを発見した場合にはその所得金額等を修正すること、なつてゐる。この場合申告した所得金額等が多過ぎた場合には或額の修正はなし得ないこととされてゐて、或額修正を要する場合

には政府に對して所得金額等の更正を請求するといふことになつてゐる。

(2) 納税義務者の提出書類の閲覧

納税義務者の提出した申告書又は更正若しくは決定に關する書類を閲覧しようとする者は政府にその閲覧を請求することができる。

(3) 報告者に交付する報償金

納税義務があることを認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は所得金額等に脱漏があると認められる事実を政府に報告した者がある場合において政府がその報告に因つて当該所得金額等を決定し又は更正したときは政府はその報告者に對し通常追徴税額の百分の十以下相当額で十万円を超えない限度で報償金を交付することができるとする。

(4) 加算税

納税義務者は期限後申告の場合、更正決定の場合、延納の場合等を問はず、若しくは本末の納期限より後に納税することとなった場合には原則として通常の納期限の翌日から当該納付の日までの日数に惹いて当該税額百円につき一日三厘の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を加算して納付しなればならない。

(5) 追徴税

期限内に正当な申告書を提出しないことについて已むを得ない事由があることを認められない場合においては原則として当該税額に経過期間に惹いて一ヶ月ご経過することに百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を追徴する。この金額は当該税額に百分の五十を乗じて計算した金額を超えない。

第四節 滞納処分

納税義務者が租税の納付期日を過ぎなおその税金額を完納しない場合における強制執行手続を滞納処分という。私権の内容を實現せしめる民事上の強制執行手続と異なつた要件によつて且つ執達吏の如き特殊の執行機関によることなく、國家の徴税機関たる收税官吏自身によつて實施せられるのはこれによつて實現せられるべき債権の保護を私権の場合より厚くせんがためである。

滞納処分は通常の場督促を前提として開始せられる。督促は義務者に対して期限を指定して納付を催告する行為であつて書面をもつてすることを要する。納税義務者が督促を受けた後において税金額を完納したときは、滞納処分を行ふ必要がなくなる。但しこの場合は、納税義務者は税金類の外督促手数料三円及びその滞納税金が百円以上の場合には原則として税金類百円に付一日四厘の割合を以て納期限の翌日から起算し

た遅延日数に應ずる延滞金を納付する義務を負う。

次に納税義務者が督促を受けその指定期限までに督促手数料、延滞金及び税金を完納しないとき又は既に他の国税について滞納処分を受け又は脱税を謀る行為ありと認められた理由によつて納期別徴収の告知を受け税金を完納しないときには納税義務者の財産を差押える。差押をなすべき機関は執行権ある收税官吏であつて税務署長以外の者は命令を受けその執行権を委任せられるのでなければ差押をなすことを得ない。

差押の目的物は原則として滞納者の総財産に及ぶのであるが、滞納者及びその家族が生活及び修養をなすべき最小限の資料家の保持に必要な物又は名譽及び人格の表徴物として法律の規定する一定のものは差押をなすことを得ない。

滞納者の財産差押に際して收税官吏はその家屋、倉庫及び筐匣を捜索し又閉鎖せられた戸扉筐匣を自ら開破し若しくは開破せしめることができる。

差押を受けた財産は通貨を除く外これを公売に付する。公売は入札又は競売の方法を以てなされる。但しその財産中見積価格僅少であつてその公売費用を償うに足らずと認定せられる物件はこれを公売に付せず、隨意契約の形式で売却することができ、公売処分の結果得た物件の売却代金差押えた通貨は通常の場舎督促手数料、延滞金、滞納処分費税金の順序で充當せられ、残余があるときは、これを滞納者に交付する。又差押うべき財産がないとか僅少で税金及び費用を償うに足らないというようなきときは、賦課処分をして徴収権を放棄する。

以上は、国税徴収法による滞納処分の一般手続であるが、この外、相続税、酒税、砂糖消費税等の納税義務者に對して物的担保の提供が命ぜられた場合における各個の滞納処分は先ずその担保物の公売によつて行はれる。

この場合の公売処分は各個の課税法規において特別の手続が定められて居ればそれに従ふべく（例へば砂糖消費税）そうでなければ国税滞納

処分の場合によるべきである。又いづれの場合でも担保物の公表によつてなお不足の場合においては國稅徵收法による一般手続が適用せられる。

第五節 權利救済手続

違法又は不当の租稅賦課及び滞納処分に対しては、一般的に國稅徵收法において審査請求、訴願及び訴訟が認められてゐる。

即ち租稅の賦課徵收に関する処分又は滞納処分に関して異議ある者は、當該処分があつた日から二ヶ月以内に不服の事由を具して政府に審査の請求をなすことができる。右の請求があつても、税金の徵收又は滞納処分は猶予されない。併してむを得ない事由があると認められたときは、税金の徵收が猶予され又は滞納処分の執行が停止される。政府は審査の請求があつたときはこれを決定して、當該請求人に通

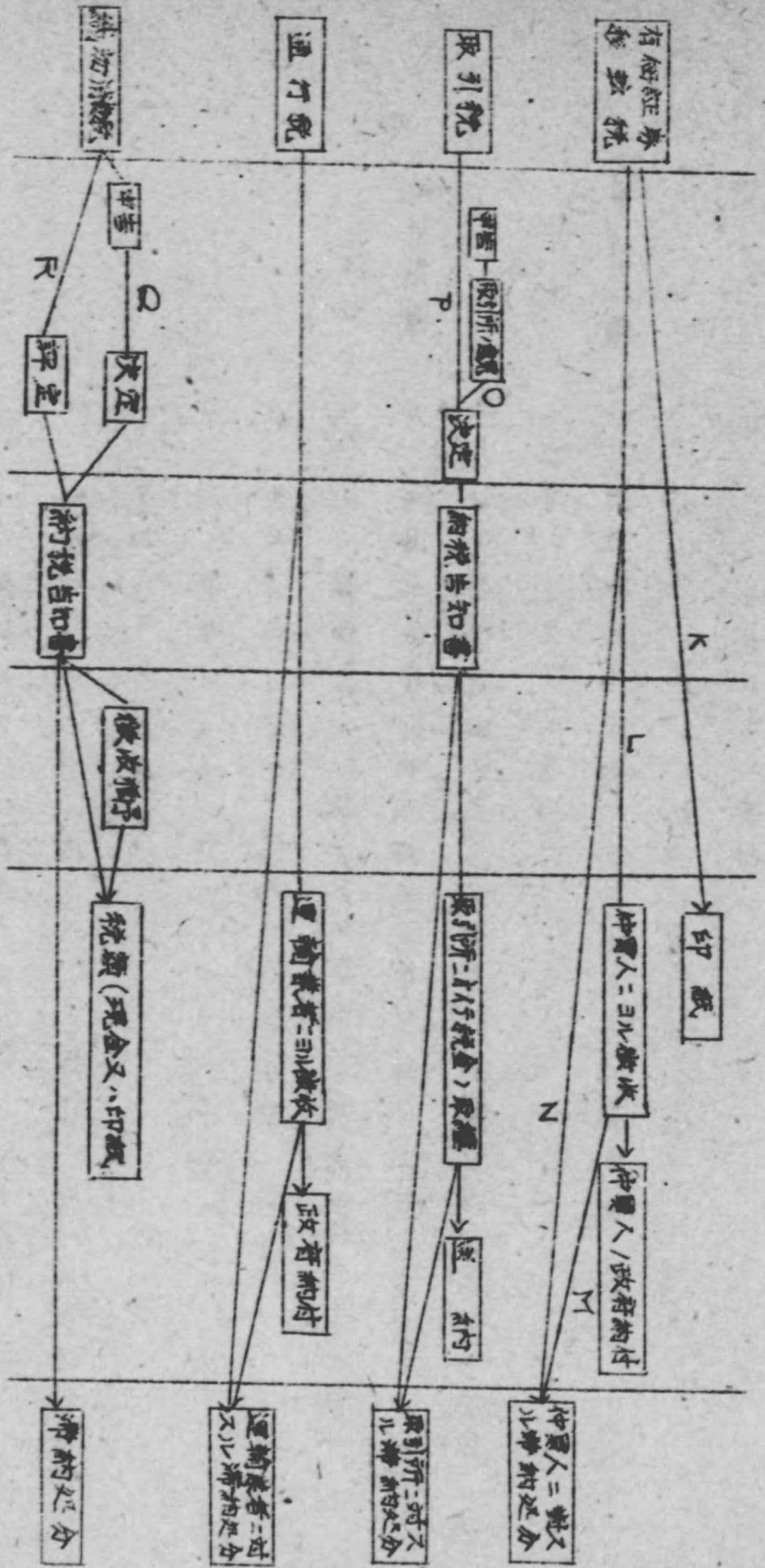
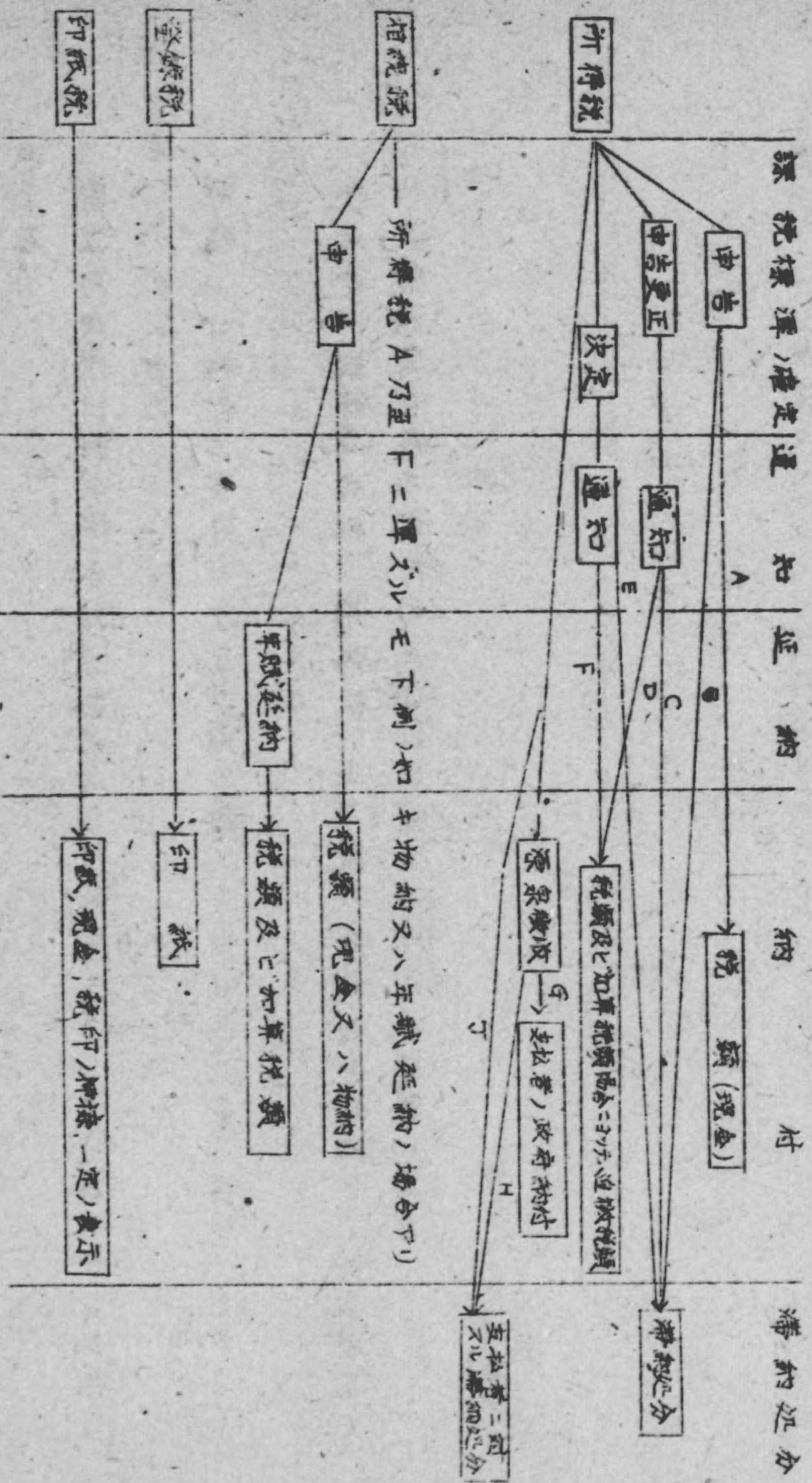
知する。

審査の決定に対して不服がある者は、訴願をなし又は裁判所に出訴することができる。

訴願又は訴訟は審査の決定を経た後でなければこれをなすことができない。

以上の一般規定の他、所得稅、法人稅、相続稅等にはそれぞれ特別の權利救済規定があるがその内容は大体一般規定と同様である。

課税手続一覧表



(註) 所得税 A. 申告ガアツテ而モ納付ノアツタ場合

B. 申告ハアツタガ期限ヲデニ納付ガナリノ滞納処分ヲ受ク場合

- C. 申告ハツツタカコレガ不正ナルヲ更正ヲ受ケテノ通知ニ接シタカ期限ヲテニ納付ナシノ滞納延滞ヲ受ケタ場合
- D. Cノ場合ニホムテ期限ヲテニ納付シタ場合
- E. 申告ガナイノテ決定サレシノ通知ヲ受ケタカ期限ヲテニ納付ナシ場合
- F. Eノ場合ニホムテ納付ノツツタ場合
- G. 利子所得、給与、所得ノ源泉徴収ノ場合
- H. Gノ場合利子、給与ノ支払者カ源泉徴収ヲシタ場合
- K. 通常ノ場合ヲ各当事者カ移転書ニ印帳ヲ用ニスル場合
- L. 有価証券仲買人カ他人ノ為ニ取扱フ有価証券ノ移転ノ場合 MNハ所得税ノH、Jニ準ス
- O. 取引員カ申告書ヲ取引所ヲ經テ税務署ニ提出スル取引所ハコレニ當否ノ意見ヲ附スル。
- P. Oノ申告ガナシ場合

有価証券

取引税

- U. 税物取引取入カ税物ノ価格ヲ申告シタ場合
- R. Uノ申告ノナカシタ場合

税務実務

第五章 處罰規定及び手續

第一節 處罰規定

租税犯はその行為の内容から見て遁脱犯と秩序犯とに大別することが出来る。前者は納税義務者が実際に負担する租税債務を違法行為によつて免れようとする場合であり、後者は納税義務者等の租税法上の義務者が租税收入確保を目的とする法規に違反した場合又は收税官吏その他の者が不法に義務者の権利を侵害した場合である。

(1) 租税通脱犯 租税犯の中最も主要なものは通脱行為を内容とするものである。租税の通脱とは納税義務者が不正の手段により義務の履行を怠り故意に租税収入の減額を図る行為である。我國の租税法規では所得税相續税の如く詐偽又は不正の行為による通脱行為のみを処罰するものもあり、或は各種の消費税の如く、課税物件に關する無免許無申告の製造又は引取等結果において通脱を招来すべき事実をも処罰するものがある。

(2) 租税秩序犯 直接に租税通脱の結果を來す行為ではないが租税法上の秩序に障害を加ふる行為も亦く処罰の原因とせられる。例へば虚偽の申告をなし又は不正の計算書若しくは支払調書を作成する行為、收税官吏の帳簿書類その他の物件の検査を拒み妨げ又は逃避する行為或は租税の滞納者が為す財産蔽匿その他收税官吏の正当な職務の執行を妨害する行為の如きはこれに屬する。次に租税秩序犯は收税官吏その他の者の罪かつとも構成される。收税

官吏が職務上知り得る秘密を漏洩し窃用する行為、他人の所得税等について虚偽の報告をする行為の如きはその例である。

租税犯に対する処罰は懲役、罰金、科料又は没收を以てその刑とし、通脱犯については一年以下の懲役又は通脱額の三倍又は五倍に相当する罰金若しくは科料に処することとを以て通例とする。又各個の租税法規はそれぞれ一定の範囲において刑法總則の諸規定の例外を定めてゐる。

第二節 處罰手續

租税犯の処罰は原則として刑事訴訟手續によつて刑事裁判所の宣告によつて行はれるが、例外として法律に特定する間接國税の犯罪に對しては特に行政官庁の通告処分による簡易な処罰手續が認められてゐる。間接國税についてののみ簡易且つ迅速な処罰手續の認められるのは、その事件の多數且つ輕微なことに因るのみならずその性質の技術的なことにも

その根拠を有するものと解せられる。

間接国税犯則者処分手続は(1)事件の調査手続、(2)通知処分、(3)告発の三段に分かれてゐる。

(1) 調査手続

調査手続において收税官吏に認められる権能は(1) 犯則嫌疑者及び参考人に對する質問、犯則嫌疑者の所持する物件帳簿書類等の検査又は預置、(2) かくの如き証拠物件藏匿の場所に對する臨検捜索又は物件の差押である。但し(1)の場合においては地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を必要とする。右の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は原則として当該收税官吏の所屬する官署の所在地を管轄するものをいうのであるが、急速を要するときは臨検すべき場所又は捜索差押すべき物件等の所在地を管轄する地方又は簡易裁判所の裁判官でも差支えないのである。右の許可があつたときには收税官吏に許可状が交付

される。但し現行犯の如く特に急速を要する場合又は犯則があることが特に顯著な場合には許可がなくとも臨検捜索差押等の処分をなすことができる。

これらの権能を行使するに際して收税官吏は一方において許可を得ない他人の出入を禁ずることから、他方においてその身分を証明すべき証書を携帯すべきこと現行犯等一定の場合を除く外日没から日出までの間は遠慮すべきことその行為の類末を調査に記載すること等の義務を負う。又家宅倉庫車その他の捜索については法定の資格ある立会人を要する。

收税官吏が犯則事件の調査を終了したときはこれを税務署長に報告することを要する。

(2) 通知処分

税務署長は收税官吏の調査に基いて判断をするのであるが、もしこ

の調査によつて犯則の心証を得ないときはその旨を犯則嫌疑者に通知し差押物件があれば解除を命ずる。併しもし税務署長が犯則の心証を得れば犯則者に對しその理由を示して罰金又は科料に相当する金額没収品に該当する物品、徴収金に相当する金額及び書類送達並びに差押物件の運搬保管に要した費用を指定の場所に納付すべき旨の通知をすることを得る。

(3) 告 発

同接国税犯則者処分手続は行政上の單純な処分を以て処罰の宣告をなすのであるから、一般の原則から見ても一の変則たるを失はない。そこで法律はその正式の刑事訴訟への転移を認めてゐる。即ち次の通りである。

- 1 收税官吏は調査手続を終つても (イ) 犯則嫌疑者の居所不明なとき (ロ) 嫌疑者が逃走の虞れあるとき (ハ) 証憑湮滅の虞れあるとき

は、税務署長にこれを報告することなく、直ちに告発の手続をとる。

2 税務署長は收税官吏の調査手続に関する報告を受けても、犯則者に履行の實力がないと認めたらうは通知処分をなさず直ちに告発の手続をとる。その情状が懲役の刑に処すべきものと考えられる場合も亦同様である。

3 犯則者が通告処分を受けた日から七日以内にその内容を履行しない場合も税務署長は之を知らなければならぬ。犯則者の居所不明のため又は書類の受取を拒絶したためこれに對して通告をなすことができない場合も亦同様である。併し通告処分を受けた日から七日を経過しても告発前に犯則者が内容を履行をなしたならばこれを告発しないこととしてゐる。

各論

第一章 所得税

第一節 沿革

我國の所得税は明治二十年の創設に係るものである。當時は個人のみ
に課税し、所得金高三万円以上、二万円以上、一万円以上、千円以上及
び三百円以上の五等に分ち、それぞれ百分の三乃至百分の一の税率を適
用した。

明治三十二年所得税法が制定せられるに及び、法人企業の発達等に鑑
み、所得の種類を第一種法人の所得、第二種公債の利子、第三種第二種に
属しない個人所得の三種に分ち、初めて法人の所得にも課税すること
とした。その後明治三十四年、明治三十八年に課税所得の細目、減損更

訂手續 納期等の改正があり、又大正二年には日露戦役の際に於ける非常特別税の増徴を本税に整理し、法人については株式会社及び株式会社合資会社と合名会社及び合資会社とを区分し、前者に對しては千分の六十三、五の比例税率、後者に對しては最低千分の四十から最高千分の百三十に至る超過累進税率を以て課税することとし、個人については最低千分の二十五から最高千分の二百二十に至る超過累進税率が採用された外、免税点の引上、勤労所得の控除、小規模所得者に對する控除等の制が設けられ、次で大正七年には税率の引上げを行ひ、一方課税最低限を引上げた。

以上の如き数々の改正によつて所得税の面目は一新せられたが、その根本の課税組織の不完全、就中配当金を綜合課税しなかつたことは、納税者相互間における負担の權衡を失ひ、甚だ遺憾とされてゐたので、大正九年に至つて課税組織に一大変革を加へ、負担の均衡を図るとともに増収を期し、改正所得税法が制定せられた。その改正の要点は

- 一、株式配当金は四割を控除して個人に綜合課税されることとなつた。
- 二、法人の所得を甲超過所得、乙留保所得、丙配当所得、丁清算所得及び戊外國法人の所得に区分された。
- 三、銀行定期預金利息が第二種所得となつた。
- 四、利益割賦金及び海外の所得をすべて綜合課税することとなつた。
- 五、山林の所得は山林以外の所得と区分して税率を適用することとなつた。
- 六、勤勞所得に對する扣除割合が増加した。
- 七、扶養家族に對する扣除の制度が設けられた。
- 八、個人所得の課税最低限が八百円に引上げられた。
- 九、個人所得税の税率が従來の最低百分の三、最低百分の三十を、最低百分の五、百分の三十六に改められた。
- 一〇、その他所得調査委員の間接選挙を直接選挙に改める等の改正が加へ

られた。

その後大正十一年信託財産から生ずる所得に對する課税方法を新に規定し、大正十二年には銀行定期預金以外の銀行預金の利子及び貸付信託の利益をも第二種所得とし、又同族会社に對し留保金を配当とみなして課税し、會社の行為を否認し得る規定等を設けた外生命保険料を個人所得から扣除する等の改正が行はれた。

次いで大正十五年の税制整理において左の如く幾多重要な改正が行はれた。

- 一、法人の留保所得に對し累計課税を廃止し、法人の所得を甲普通所得、乙超過所得及び丙清算所得に改めた。
- 二、同族会社の留保金を配当とみなし、個人に綜合課税することを廢し、会社に對し税額を加算し得ることに改めた。
- 三、法人の納付した第二種所得税を其の第一種所得税額から扣除することゝなつた。

四、個人の課税最低限を千二百円に引上げた。

五、山林の所得は山林以外の所得と区分して課税することに改めた。その後昭和九年に法人の超過所得の基礎である資本金額の計算について小改正があつたのみであつたが、昭和十二年に至り臨時租税増徴法により増徴するとともに、國債の利子に對して新に所得税を課し又株式配当金を個人に綜合する場合の扣除額を二割に改めた。

同年八月には北支事件特別税として第一種所得税は総額の一割、第二種所得税は五分、第三種所得税は七分五厘を増徴されたのであるが、昭和十三年には支那事変特別税法の制定により増徴方法が超過累進税率に改められた外、一時恩給、退職給与の課税、所得計算方法の一部改正追加決定期間の延長等の改正が行はれ、又、所得調査委員の行う税務代理に關し、取締規定が設けられた。又昭和十二年九月には支那事変のため従軍した軍人及び軍屬に對して課税上の特別が設けられた。

昭和十五年度を期して中央地方を通ずる税制の全般的改正によつて最も根本的な改革を加へられしものは、所得税である。従来の我國所得税制度は綜合累進課税の完成へと向つて発展して來たのであるが、昭和十五年度の改正は新に分類所得税の制度を導入することによつて、我國の所得税として新たなる出発点に立たしめた。蓋し從來の所得税制度は既に行詰りの傾向を示し、根本的に編成替の必要に迫られてゐた。そこで所得の示す負担力に應じつゝ、相当多額の収入をもたらし得るよう分類所得税と綜合所得税の二本建に改正し

分類所得税については

一、所得を性質により不動産所得、配当利子所得、事業所得、勤労所得、山林の所得及び退職所得の六種に区分し、原則として個人に対してのみ課税すること。但し配当利子所得についてはのみ法人の受けるものにも課税すること。

二、資産所得たる不動産所得と乙種の配当利子については二百五十

円及び百円の免除点を設けること。

三、事業所得、勤労所得、山林の所得及び退職所得については、それぞれ五百円、七百二十円、五百円及び一万円の基礎扣除を行うこと。

四、税率は原則として比例税率とし、不動産所得と配当利子所得については百分の十、事業所得中営業所得については百分の八・五、その他の事業所得については百分の七・五、勤労所得については百分の六とし、山林の所得と退職所得についてはそれぞれ適当な税率を設けること。

五、扶養家族扣除の制度を拡充し、五千円（従前は三千円）以下の所得者につきこれを認めるとともに新に妻についても扣除を認め、扶養家族一人につき年十二円を税額から扣除すること。

六、生命保険料についても扣除を認めること。

七、配当利子所得、勤労所得及び退職所得については原則として源泉課税の方法によること。

綜合所得税は大體従来の三種所得税の例によるものであるが

一 個人の各種の所得を綜合し、五千円を超えざる所得者に對して賦課すること。

二 従来の第二種所得即ち、公社債銀行預金の利子等の所得に對しても原則として綜合課税の建前とすること。但し綜合する場合においては四割扣除を認めるとともに当分の内納税義務者の申請ある場合は百分の十五の税率により源泉において綜合所得税を納付し得る途を拓くこと。

三 株式の配当については、二割扣除を廃止し、株式取得に要した負債の利子を扣除すること。

四 予算による課税制度及び減損更訂の制度はこれを廃し、すべて前年中の実績により課税することにも災害等により著しく納税資力を喪失し納税困難と認めるときは所得税を軽減又は免除し得る途を拓くこと。

五 所得税については地方附加税の賦課はこれを認めないことに改められた。

昭和十六年十二月八日、太平洋戦争の勃発により、劇期的な増税が行はれをのであるが、その中心を爲したものは所得税である。即ち分額所得税については

- (一) 税率の引上及び免税点又は基礎扣除額の引下を行ひ、総税額に
おいて五割五分程度の増徴を行ったこと。
- (二) 扶養家族及び生命保険料の扣除については、扣除額を相当程度
引上げるとともに扶養扣除を受くべき所得者の範囲を拡張した
こと。

(三) 新に有価証券の清算取引等による所得に對し分類所得税を課す
ることとしたこと。

綜合所得税については

課税基礎の引下を行うとともに税率の引上を行ひ、総税額におい

て三割程度の増徴を行ったこと、又源泉課税選抜による総合所得税の税率を百分の二十五に改めたこと等が著しい。

昭和十九年度の改正においては分類所得税の税率を原則として百分の五引上げ及び丙種事業所得の創設等により、大体五割の増徴を行ひ、総合所得税については税率の引上げにより二割程度の増徴を行った。

昭和二十年度においては、分類所得税の税率を原則として百分の三引上げ、総税額において二割程度の増徴を図った。又着做配当、清算取引所得に對する課税方法が改正せられ、水産業の所得計算方法が改められた外納期が二期に整理せられた。

昭和二十一年三月、終戦後のインフレ昂進に對処して國民の新しい経済生活の安定を図るため、租税面の適正化が行はれたが、所得税に付てはその基礎扣除額及び免税点を二倍乃至四倍程度に引上げ、例へば勤勞所得に對する基礎扣除は六百円から二千四百円に、事業所得に對する基

礎扣除は四百円から千二百円に引上げられ、又扶養扣除額二十四円は七十二円に引上げられ同時に総合所得税の課税最低限も三千円から一万に引上げられることになった。

次いで同年九月には直接税間接税全般に亘つて増徴が行はれたのであるが、増徴に當つては終戦後の不安定な國民経済に処し、極力負担力の実情に即應せしめるために増徴の目標を直接税に置き、就中その主眼を直接税中の大目たる所得税の増徴としてしかも資産所得に重課する旨途のもとに分類所得税を中心とし、各種所得に亘りその種類の性質に應じ差等を附して税率の引上げを行ひ、この税率の引上げと照応するように総合所得税の税率と調整しつゝ、両税を通じて適當の増徴を図つたのである。昭和二十二年三月には、終戦後の國民経済の推移國民生活の実情並びに中央及び地方の財政事情等に鑑み、税制全般について根本的改正が行はれその改正は規模において昭和十五年の中央及び地方と通ずる改正に比すべき甚況なものといふことができるのであるが、所得税としては、

これを租税体系の中核とし一定額以上の所得を有する個人に対しては、その租税方に応じて適当な課税を行い、これにより租税収入の根幹を形成せしめることとしたのである。その改正は

- (1) 従来の分類所得税及び総合所得税の種別はこれを廃止し個人に対してはあらゆる所得を総合して一本の超過累進税率により課税する制度に改めること。
- (2) 課税所得の範囲は大体従来通りとするも、有価証券等の財産の譲渡所得に對しても所得税を課税すること。
- (3) 所得の計算については、勤労所得についてその年の収入金額からその十分の二（最高六千円）を控除した金額により山林所得譲渡所得退職所得等長期間に亘る所得の累積とも目すべき一時的所得についてはその所得の二分の一を控除した金額とすること。
- (4) 納税者一人について年四千八百円の基礎控除を認めること。
- (5) 税率は最低一万円以下の金額百分の二十最高百万円を超えたる金額

百分の七十五の超過累進税率によること

- (6) 扶養家族一人について税額において年二百四十円の控除を行うこと。

(7) 従来の所得実績課税を改めその当年所得により納税者が課税所得を計算申告し、その申告するところによって自ら税額を算出して納税する應算申告納税制度を採用すること。

(8) 申告納税及び源泉徴収の便宜に資するため特定の税表による納税の制度を設けること。

(9) 生命保険料の控除はこれを廃止すること。
等がその主要な点である。

第二節 納税義務者及び課税物件

一 無制限納税義務者

所得税法施行地に住所を有し、又は一年以上居所を有する個人は所得の全部に對し所得税を納める義務がある。

制限納税義務者たる個人

所得税法施行に住所又は一年以上居所を有しなくとも、左の一に該当する個人はその所得についてのみ所得税を納める義務がある。

- (1) 所得税法施行地にある資産又は事業の所得を有するとき
- (2) 所得税法において公債、社債、預金の利子等の支払を受けること
- (3) 所得税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を受けるとき
- (4) 所得税法施行地において俸給、給料、賃金、慰給、賞与、退職給与等又はこれらの性質を有する給与の支払を受けるとき

三 制限納税義務者たる法人

法人は左に該当する場合においてはその所得についてのみ所得税を納める義務がある。

- (1) 所得税法施行地において公債、社債、預金の利子等の支払を受けるとき
- (2) 所得税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を受けるとき

第三節 非課税法人、非課税所得及び

免税所得

非課税法人

所得税は都道府県、市町村その他の公共団体及び公益法人にはこれ

を課さない。

二、非課税所得

所得税の非課税所得は次の通りである。

- (1) 皇室経済法による内廷費及び皇族費。
- (2) 傷病者の恩給並びに遺族の恩給及び年金。
- (3) 旅費、学資金及び法定扶養料。
- (4) 郵便貯金の利子及び一定の当座預金の利子。
- (5) 事業等所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得（原稿、作曲、講演料等の報酬又は料金を除く）。
- (6) 日本の国籍を有しない者の所得税法施行地外にある資産又は事業の所得。

三、免税所得

重要物産の製造採掘又は採取を業とする個人には開業の年及びその翌年からの三年間はその業務から生じた所得に對する所得税を免除する。

第四節 課税標準及び税率

一、所得金額の計算

所得金額の課税標準は、各種の所得につき左に掲げる方法により計算した金額の合計金額（所得金額）による。

- (1) 利子所得
公債、社債及び預金の利子並びに合同運用信託の利益についてはその年中の収入金額（無記名の公社債の利子については支払を受けたる金額）による。
- (2) 配当所得

法入から受ける利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配については、その年中の収入金額からその元本と取得するために要した負債の利子を控除した金額による。

(3) 臨時配当所得

看做配当及び積立金でなした利益の配当等で株式出資の払込に充てられたものについては、その年中の収入金額の十分の五に相当する金額による。

(4) 給与所得

俸給、給料、賃金、恩給、賞与等の給与については、その年中の収入金額から、六千円を限度として、その十分の二を控除した金額による。

(5) 退職所得

退職給与、一時恩給等の所得については、その年中の収入金額の十分の五に相当する金額による。

(6) 山林所得

立木の成採又は譲渡に因る所得については、その年中の総収入金額から必要経費を控除して金額の十分の五に相当する金額による。

(7) 譲渡所得

不動産、不動産上の権利、船舶、鉱業若しくは砂金業に関する権利若しくは設備又は株式出資、無体財産権等の譲渡に因る所得は、その年中の総収入金額から当該資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額の十分の五に相当する金額による。

(8) 事業等所得

(1)乃至(7)に掲げる所得以外の所得については、その年中の総収入金額から必要経費を控除した金額による。このうちには不動産所得、事業所得、非営業貸金の利子、清算取引所得等が含まれる。所得金額を計算する場合において配当所得又は事業等所得の計算上

損失あるときは、これを山林所得及び譲渡所得以外の所得の金額から差し引いて計算する。又山林所得の計算上損失があるときはこれを譲渡所得の金額から差し引いて計算し、譲渡所得の計算上損失があるときはこれを山林所得の金額から差し引いて計算する。

二 基礎控除

無制限納税義務者又は制限納税義務者たる個人で所得税法施行地に
ある資産若しくは事業を有するものについては、その所得金額から四
千八百円を扣除する。

基礎控除は次に述べる方法によりこれを行う。

(1) 基礎控除は、まず、給与所得又は退職所得について、これをなし
扣除不足額があるときは、その他の所得に及ぶ。

(2) 同居親族へ所得税法において同居親族とは、配偶者及び三親等内
の親族で生計を一にするものという。このうちに所得を有する者が二

人以上ある場合においてこれらの者の所得の全部が給与所得及び退
職所得以外の所得であるときは、これらの者の所得金額を合算し、
その総額について四千八百円の基礎控除を行う。

(3) 同居家族のうち、所得を有する者が二人以上ある場合において給
与所得又は退職所得を有する者が一人だけであるときは、まずその
者の給与所得又は退職所得について四千八百円の扣除をなし扣除不
足額があるときに限り扣除不足額をその者及び他の同居親族の他の
所得から扣除する。

(4) 同居親族のうち、給与所得又は退職所得を有する者が二人以上
ある場合においては各、四千八百円を扣除する。たゞ当該所得を有
する者の当該所得の金額が四千八百円に満たないときは当該所得の
金額を限度とする。

この場合に同居親族の給与所得又は退職所得の金額から扣除する金
額の合計額が四千八百円に満たないときは、その扣除不足額は同居

親族の他の所得からこれを扣除する。

三、扶養親族控除

無制限納税義務者については扶養親族一人につき二百四十円と所得税額から扣除する。扶養親族は納税義務者の同居親族のうち、配偶者及び年齢十九才未満若しくは六十一才以上又は不具麻疾の者である。扶養親族扣除は、次に述べる方法によりこれを行う。

(1) 同居親族のうち所得を有する者が二人以上あるときは、それらの者につき所得税額を計算しその合算額につき扶養親族扣除の規定を適用する。

(2) 筆の所得税額からいかなる金額を扣除するかといえは扣除すべき金額は原則としては後に述べる予定申告書又は確定申告書に記載されたところによる。記載がない場合等は、所得税額に按分してその扣除金額を定める。

(3) 扶養親族の扣除に関する規定は原則としては予定申告書又は確定申告書に扶養親族に関する事項の記載がない場合においては適用しない。

四、税率

所得税は所得金額から基礎控除をした後の課税所得金額に対して超過累進税率を適用して課税する。

税率は次の通りである。

一万円以下の金額	百分の二十
一万円を超える金額	百分の二十五
一万五千円を超える金額	百分の三十
二万円を超える金額	百分の三十五
三万円を超える金額	百分の四十
四万円を超える金額	百分の四十五

五万円を超える金額	百分の五十
七万円を超える金額	百分の五十五
十万円を超える金額	百分の六十
二十万円を超える金額	百分の六十五
五十万円を超える金額	百分の七十
百万円を超える金額	百分の七十五

同居親族の課税所得金額はこれを合算し、その総額に対し税率を適用して計算した金額を各々の課税所得金額に按分して各同居親族の税額を定める。

五、簡易税額表

無制限納税義務者又は制限納税義務者たる個人で所得税法施行地にある資産又は事業の所得を有するもので所得金額（同居親族について）は所得金額の合計額）以下の者に課すべき所得税の税額は普通の基礎

扣除 扶養親族扣除及び税率の規定により計算した金額によらず、所得金額並びに扶養親族の有無及びその数に應じ所得税法別表第一の簡易税額表に定める金額による。この場合において同居親族の所得税額は、その所得金額を合算し、その総額並びに扶養親族の有無及びその数に應じ簡易税額表に定める金額を求め、その金額を各同居親族の所得金額に按分して計算した金額とするのである。

この簡易税額表は所得税法別表第一に定められており、所得金額は最初は四九。〇円未満から始まり八。〇〇円までは一。〇〇円、三。〇〇円、四。〇〇円、五。〇〇円、それ以上五。〇〇〇円までは五。〇〇円の階級間差で階級区分は全部で一八二になっている。

六、特別税率

制限納税義務者たる個人が所得税法施行地において支払を受ける利子所得、配当所得又は臨時配当所得については他の所得と区別し、そ

の支払を受くべき金額に對し、百分の三十の税率を適用して所得税を課する。

又これらの者が所得税法施行地において支払を受ける給与所得又は退職所得については他の所得とこれを区分し、その支払を受くべき金額へ退職所得については二分の一に相当する金額に對し百分の二十五を適用して所得税を課する。

次に所得税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人が法施行地において支払を受ける利子所得、配当所得又は臨時配当所得については、その支払を受くべき金額に對し百分の二十の税率を適用して所得税を課する。所得税法施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人については右の税率は百分の三十とする。

第五節 申告

第一 豫定申告

所得税の申告は大別して豫定申告と確定申告の二つに分けられる。豫定申告は所得金額を見積つて、これをなし確定申告は、その年の確定所得を申告することになっている。

一、四月豫定申告書

無制限納税義務者又は制限納税義務者たる個人で所得税法施行地にある資産又は事業の所得を有するものは、毎年四月一日においてその年中における所得金額が四千八百円を超えたと見積られるときは、毎年四月一日から同月三十日までに、左に掲げる事項を記載した四月豫定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

(1) その年分の所得金額及び当該所得金額につき税率等の規定により計算した所得税額へ所得金額が五万円以下と見積られる者につ

いては簡易税額表による所得税額)の見積額。

(2) 源泉徴収される所得税額及び当該税額の基礎となる所得金額の見積額。

(3) (1)から(2)を控除した金額

(4) 扶養親族の数

(5) 納税義務者の氏名及び住所又は居所

(6) 基礎扣除及び扶養親族扣除の規定により控除を受くべき者扣除を受くべき金額その他扣除に關し必要な事項

(7) 免税所得に關する事項

(8) その他参考となるべき事項

以上が四月予定申告書の記載事項である。

その年中における給与所得及び退職所得の収入金額(退職所得については、収入金額の十分の五に相当する金額)の合計金額が六万円以下で且つその他の所得の金額が千円に満たないときは四月予定申

告書の提出を要しない。

同居親族のその年中における所得金額の免責額はこれを合算し四千八百円を超えるか又は給与所得の合計金額が六万円以下であるかどうかを定めるのである。

一、七月予定申告書又は十月予定申告書

毎年四月二日から十月一日までの間に左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に定める期限までに、四月予定申告書と同じ事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(1) 毎年七月一日においてあらたにその年中における所得金額が四千八百円を超えらるる見積られるに至つた場合においては、その年七月一日から同月三十一日限(七月予定申告書)

(2) 毎年十月一日において、あらたにその年中における所得金額が四千八百円を超えらるる見積られるに至つた場合においては、その

年十月一日から同月三十一日限（十月予定申告書）

三、七月修正予定申告書又は十月修正確定申告書

四月予定申告書を提出した者は当該申告書に記載された所得金額又は所得税額の見積額がその年七月一日における所得金額又は所得税額の見積額に比し増減があるに至つた場合においては、その年七月一日から同月三十一日までの間に、異動があつた事項を記載した申告書——七月修正予定申告書——を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

次に(1)四月予定申告書又は七月予定申告書を提出した者又は(2)七月修正予定申告書を提出した者は当該申告書に記載された所得金額又は所得税額の見積額がその年十月一日における所得金額又は所得税額の見積額に比し増減があるに至つた場合においては、その年十月一日から同月三十一日までの間に異動があつた事項を記載した申告書——十月修正予定申告書——を納税地の所轄税務署長に提出し

なければならぬ。

第二 確定申告

一、確定申告書

無制限納税義務者又は制限納税義務者たる個人で所得税法施行地にある資産又は事業の所得を有するものは、その年中における所得金額が四千八百円を超えるときは、翌年一月三十一日までに左に掲げる事項を記載した確定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

(1) その年分の所得金額及び当該所得金額につき税率等の規定により計算した所得税額（所得金額が五万円以下である者については簡易税額表による所得税額）

(2) (1)の所得額及び所得税額の計算の基礎

(3) 所得の基本たる資産若しくは事業の所在地又は所得の生ずる

場所

(4) 扶養親族の氏名、生年月日、申告者との縁柄及び不具廢疾の事實

(5) 源泉徴収され又は源泉徴収されるべき所得税額

(6) その年中における所得につき納付した又は納付すべき予定納税額等の所得税額

(7) (5)の源泉徴収税額及び(6)の予定納税額等の合計額から(1)の所得税額に比し過不足がある場合におけるその超過額は不足額

(8) 納税義務者の氏名及び住所又は居所

(9) 基礎扣除及び扶養親族扣除の規定により扣除を多くすべき者、扣除を多くべき金額その他扣除に關し必要な事項

(10) 免稅所得に關する事項

(11) その他参考となるべき事項

以上が確定申告書の記載事項である。

その年中における給与所得及び退職所得の収入金額（退職所得については収入金額の十分の五に相当する金額）の合計金額が三万円以下で且つその他の所得の金額が五百円に満たない場合においては、確定申告書の提出を要しない。

二、修正確定申告書又は更正の請求

確定申告書を提出した者は、当該申告書に記載された過不足額（前述の確定申告書記載事項(7)）について不足額が過少であること又は超過額が過大であることを発見したときは、修正すべき事項を記載しこれを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この申告書が修正確定申告書である。

確定申告書を提出した者は、当該申告書に記載された過不足額について不足額が過大であること又は超過額が過少であることを発見したときは、確定申告書の提出期限後一ヶ月を限り納税地の所轄税務署長に對し所得金額及び所得税額並びに過不足額の更正の請求を

なすことができる。

第六節 納付

所得税の納付方法は原則として申告納税によるのであるが、これと並んで源泉徴収による方法が認められている。

第一 申告納税

- 一、四月予定申告書 七月予定申告書又は十月予定申告書の場合の納期及び納付額
四月予定申告書を提出した者はその予定納税額の四分の一相当額を左の四期において政府に納付しなければならぬ。
第一期 その年四月一日から同月三十日限
第二期 その年七月一日から同月三十一日限

第三期 その年十月一日から同月三十一日限

第四期 翌年一月一日から同月三十一日限

七月予定申告書を提出した者はその予定納税額の三分の一相当額を第二期乃至第四期において、十月予定申告書を提出した者はその予定納税額の二分の一相当額を第三期及び第四期において、それぞれ政府に納付しなればならない。

- 二、七月修正予定申告書又は十月修正予定申告書の場合の納期及び納付額

七月修正予定申告書を提出した者が第二期乃至第四期において納付すべき所得税額は、当該納期分の所得税額につき、四月予定申告書に記載された予定納税額を七月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の三分の一相当額を加算又は減算した金額による。

四月予定申告書又は七月予定申告書を提出した者で、十月修正予

定申告書を提出した者が、第三期及び第四期において納付すべき所得税額は、当該納期分の所得税額につき、四月予定申告書又は七月予定申告書に記載された予定納税額と十月修正予算申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一相当額を加算又は減算した金額による。

七月修正予定申告書を提出した者で、十月修正予定申告書を提出した者が、第三期及び第四期において納付すべき所得税額は、当該納期分の所得税額につき七月修正予定申告書に記載された予定申告額と十月修正予定申告書に記載された予定申告額との差額の二分の一相当額を加算又は減算した金額による。

三、確定申告書又は修正確定申告書の提出の場合の納付額

確定申告書を提出した者は、予定納税額の申告をなし又はその決定を受けた者であるときは、第四期分の所得税額に代え当該税額に確定申告書のところで説明した過不足額を加算し又は減算した金額

に相当する税額の所得税を予定納税額の申告をなした者でないときは、その過不足額に相当する税額の所得税を第四期において政府に納付しなければならない。

修正確定申告書を提出した者は当該修正に因り増加した所得税額を当該申告書の提出の日に政府に納付しなければならない。

四、農業所得の場合の特例

納税義務者のその年中における農業から生ずる所得の金額について毎年四月一日、七月一日又は十月一日の現況によれば当該金額がその年分の所得金額の十分の八を超え且つ農業から生ずる所得のうちその年十月一日以後において生ずる所得の金額が、その十分の七を超えたと見積られる事実があるときは、その者は当該事実があると思められる四月一日、七月一日又は十月一日以後において、納期の到来する第一期分、第二期分又は第三期分の所得税を納付することと必要としない。この場合には納税義務者が毎年四月一日、七月

一日又は十月一日の現況により右の事実があることを記載して申告書をそれぞれ四月、七月、十月の各月末までに納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

農業所得に関する納期の特例の適用を受けた者の所得税は第四明においてこれを納付しなければならない。

第二 源泉徴収

一 利子所得、配当所得等に對する源泉徴収

無制限納税義務者に對し、所得税法施行地において利子所得、配当所得又は臨時配当所得の支拂をなす者は、その支払の際その支払ふべき金額に對し、百分の二十の税率を適用して算出した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までにこれを政府に納付しなければならない。

利子所得等につき源泉徴収した所得税額が、その年中の所得金額

につき税率等を適用して計算した所得税額（所得金額五万円以下の者については、簡易税額表による税額）を超える場合においては、その徴収した金額を以てその者のその年中に納付すべき所得税額とする。この場合は、その者が納付した予定納税額、給与所得等の源泉徴収税額等は、これを還付する。

二 給与所得又は退職所得に對する源泉徴収

無制限納税義務者に對し、所得税法施行地において給与所得又は退職所得の支払をなす者（常時家事使用人二人以下のみ）に對し、賃金その他の給与の支払をなす者を除く）はその給与の支払をなす際、所得税法別表第二、第三、第四の所得税源泉徴収額表により所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までにこれを政府に納付しなければならない。

給与所得の支払をなす者は、その支払者がその個人に對し、その年中に支払う給与所得の金額（給与所得の二割控除後の金額）が五万

円以下である場合において源泉徴収税額表により徴収する所得税額の合計額が簡易税額表による税額に比し、過不足あるときは過不足額を調整する。

給与所得を有する者は給与支払者及び扶養親族の氏名等に関する事項を記載した申告書を給与の支払者を経由し、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに政府に提出しなければならぬ。

三、特別税率による場合の徴収

制限納税義務者をたる個人又は法人が特別税率の規定をうける場合には、これらの所得につき支払をなす者はその支払の際、特別税率の規定による所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までにこれを政府に納付しなければならない。

四、所得税法第四十二條の規定による源泉徴収

原稿、作曲等の報酬、講演料等の報酬又は料金の支払をなす者はその支払をなす際、その支払うべき金額に対し百分の十五の税率を

欠

MISSING

二、申告納税の適正を期するための規定

(1) 納税義務者の

● 納税義務者の提出した申告書又は更正若しくは決定に関する書類を閲覧しようとする者は政府にその閲覧を請求することができる。

(2) 報告者に交付する報償金

納税義務者があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は所得金額等に脱漏があると認められる事実を政府に報告した者がある場合において、政府がその報告によって当該所得金額等と決定し又は更正したときは政府はその報告者に対し追徴税額の百分の十以下相当額で、十万円を越えない限度で報償金を交付することができる。

(3) 加算税

納税義務者は修正確定申告に因り、増加した税額、期限後申告の

場合の税額、更正又は決定に係る税額については原則として過剰の納期限の翌日から当該納付の日までの日数に應じ当該税額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を加算して納付しなればならない。

(4) 追徴税

確定申告書の提出期限後に確定申告書若しくは修正確定申告書の提出があつた場合又は更正決定に係る税額に相当する所得税と徴収することとなつた場合において、それぞれの実況について已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、当該税額に確定申告書の提出期限後の翌日から確定申告書若しくは修正確定申告書の提出があつた日又は更正又は決定の通知をなした日までの期間に於し一月を経過することに百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する所得税と追徴する。

この金額は当該税額に百分の五十を乗じて計算した金額を超える

ことができない。

三 支拂調書の提出

配当、利子等の支払をなす者は、支払調書を政府に提出しなればならない。

四 源泉徴収票の提出及び交付

給与支払者は源泉徴収票二通を作成し、給与の支払をなした年の翌年一月二十五日までに一通を政府に提出し、他の一通を給与の支払を受けるものに交付しなればならない。

五 收税官吏の眞問検査権

收税官吏は所得税に関する調査について必要があるときは、一定の者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査

することができ、又收税官吏は所得税に関する調査について必があるときは官業、農業等をなす者の組織する団体にその団体の所得金額の推定額又は順位その他の事項を諮問することができる。

第十節 罰 則

一、所得税を漏脱した場合

詐偽その他不正の行為により、所得税の全部又は一部につき所得税を免れた者は、一年以下の懲役又はその免れた税金の三倍以下に相当する罰金若しくは科料に処せられる。

二、收税官吏に對する検査妨害等の場合

懲定申告書又は修正申告書に虚偽の記載をなして政府に提出した者、收税官吏の帳簿書類その他の物件の検査を拒み妨げ又は忌避した者等は一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処せられる。

三、所得税の調査に従事した者の秘密を漏洩した場合

所得税に関する調査に従事した者がその知り得た秘密を漏洩し窃用した場合には二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処せられる。

四、虚偽の報告者に對する場合

他人の所得税について虚偽の報告をなした者は三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処せられる。

五、法人の代表者等の違反行為の場合

法人の代表者等が法人等の業務に関して違反行為をしたときは行為者と罰する外その法人又は代理人等に對しても罰金刑を科する。

第二章 法人税

昭和十五年年度の改正において所得税は原則として個人についてのみ課税することとし法人についてはその本質に鑑み独自の課税機構を用いるといふ趣旨により法人税を創設して従来の第一種所得税と法人資本税を一括して課税することとなった。

最近國民經濟の發展とともに株式会社組織による企業の急激目覚ましいものがあり、法人の利益及び資本も飛躍的増加を未したため法人課税の収入も著しく増加し殊に太平洋戦争以後の屢次の増徴により法人税は我國租税中において重要な地位を占めるに至つてゐる。

最近における改正としては、昭和二十一年九月他の諸税法の改正に伴ひ法人税にも若干の改正が行はれたのであるがその中で最も重要な改正事項は法人の臨時利得税を廃止してこれを法人税法に統合し、従来の臨

時利得税に相当する課税を超過所得として課税することとしたことである。

次いで昭和二十二年三月終戦後の國民經濟の要請に應じ企業活動の促進に資し租税の負担を適正ならしめるため(1)法人の各事業年度の超過所得の計算方法を改めるとともに税率の引下げを行い(2)清算所得に対する法人税の税率を所得税の税率が改正されたのでその負担との關係に鑑み引下げ(3)資本に対する法人税の税率を引上げる等の諸点を改正しなお(4)収入の迅速化及び租税の民主化を図るため申告納税制度を拡張し、すべての法人はその申告した所得及び資本により自ら税額を計算して納税することに改めた。

第一節 納税義務者及び課税物件

法人税法施行地に本店又は主たる事務所を有している法人はその所得

及び資本の全部につき法人税を納める義務がある（内國法人）。

法人税法施行地に本店又は主たる事務所を有しては、いかに法人税法施行地に資産又は事業を有して、法人は法人税法施行地域内にある資産又は事業の所得とこれに関する資本についての法人税を納める義務がある（外國法人）。

法人税は都道府縣、市町村その他特定の公共団体及び公益法人には、これを課さない。

重要物産の製造、採掘又は採取をなす法人には、その事業を開始した事業年度及びその翌事業年度開始の日から三年以内に終了する事業年度において、その業務から生じた各事業年度の普通所得に對する法人税を免除する。なおその事業の設備を増設したときにその増設が増設前の設備に因る製造又は産出能力に對して十分の三以上に相当する製造又は産出能力を増加したときは、右に準じて法人税を免除する。

第二節 課税標準

一、課税標準

法人税を課するものは、次に掲げる所得及び資本についてある。

- (1) 各事業年度の普通所得
- (2) 各事業年度の超過所得
- (3) 清算所得
- (4) 各事業年度の資本

二、普通所得の計算

- (1) 内國法人の普通所得は、各事業年度の総益金から総損金を扣除した金額による。
- (2) 法人が各事業年度において納付した又は納付すべき法人税又は罰

- (3) 全若しくは科料は各事業年度の普通所得の計算上損金に算入しない。法人が各事業年度のうちになした寄附金の合計金額からその事業年度の資本の金額に千分の三・五を普通所得金額に百分の二・五を各請求して算出した金額の合計金額の二分の一に相当する金額を超える金額については各事業年度の普通所得の計算上これを損金に算入しない。但し大蔵大臣の指定した寄附金を除く。
- (4) 各事業年度開始の日別一年以内に開始した事業年度において生じた損金であつてその損金の生じた事業年度以後の事業年度の普通所得計算上、総益金から控除されなかつた損金は、各事業年度の普通所得の計算上これを損金に算入する。
- (5) 外国法人の各事業年度の普通所得は法人税法施行地における資産又は事業につき内國法人の各事業年度の普通所得の計算に準じて計算する。

三、超過所得の計算

各事業年度の普通所得が各事業年度の資本の金額に對し百分の十を超えて算出した金額を超過する場合におけるその超過額を各事業年度の超過所得とする。

四、清算所得の計算

- (1) 法人が解散した場合
 残余財産の価額が解散當時の払込株式金額又は出資金額を超過する場合のその超過額を以て法人の清算所得とする。
- (2) 法人が合併した場合
 合併法人が被合併法人の株主又は社員に對し、交付する株式の拂込済金額又は出資金額及び金銭の総額が被合併法人の合併當時の払込株式金額又は出資金額を超過することは、その超過額はこれを合

併によつて消滅した法人の清算所得とする。

五 各事業年度の資本の計算

- (1) 内國法人の各事業年度の資本は各事業年度の各月末における払込株式金額、出資金額、基金又は剰金の月割平均額及び各事業年度開始の時における積立金額の合計金額に当該事業年度の月収を乗じたものを十二分して計算した金額による。
- (2) 宗教法人又は法人たる労働組合の各事業年度の資本は収益を目的とする資産又は事業について当該事業年度の各月末における収益を目的とする資産又は事業に属する固定資産及び流動資産の価格の合計から当該資産又は事業に属する債務の金額を控除した金額の月割平均額に当該事業年度の月収を乗じて十二分した金額による。
- (3) 外國法人の各事業年度の資本は原則として各事業年度の各月

末における総資産価額に對する法人税法施行地における資産価額の割合を総資本金額に乗じて計算し当該事業年度の月収を乗じたものを十二分した金額による。

- (4) 法人税法上積立金とは、積立金その他どんな名称をつけていても法人の各事業年度の普通所得のうち、その留保したすべての金額をいふのである。併し留保した金額であつても、法人税として納付すべき金額は出資金額のうちに入らない。

第三節 税率

法人税の税率は左の如くである。

(1) 各事業年度の普通所得

内國法人 所得金額の百分の三十五

外国法人 所得金額の百分の四十五

(2) 各事業年度の超過所得

各事業年度の超過所得金額を左の各級に区分し、進次に各税率を適用する。

各事業年度の普通所得のうち、当該事業年度の資本の金額に對し、百分の十を乗じて算出した金額を超える金額 百分の十

同百分の二十を乗じて算出した金額を超える金額 百分の二十

同百分の三十を乗じて算出した金額を超える金額 百分の三十
各事業年度の資本の金額が十万円以下の法人に限り、税率百分の十はこれを百分の五とし、同百分の二十はこれを百分の十五とし、同百分の三十はこれを百分の二十五とする。

(3) 清算所得

清算所得金額を次のように区分し、各税率を適用する。
積立金又は法人税法その他の法令によつて法人税を課せられない所得から成る金額 百分の二十
その他の金額 百分の四十五

(4) 各事業年度の資本 資本金額の千分の五

法人は各事業年度において納付した利子所得、配当所得に對する所得税額を、当該事業年度の所得に對する法人税額からこれを控除する。所得金額のない法人の当該事業年度の資本に對する法人税は免除する。

第四節 申告及び納付

納税義務ある法人は自らの計算によつて法人税を申告し納付する。法人の申告納税は解散の場合を除くの外は年二回納税することを原則とする。

一 普通所得、超過所得資本に對する法人税

(一) 法定事業年度の期間が六ヶ月の場合

(1) 各事業年度終了の日から二ヶ月以内に決算が確定した法人は、その期間内にその確定した決算に基づいて當該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を記載した申告書を所轄税務署長に提出するとともに、その所得金額等に基づいて計算した税額を各事業年度終了の日から二ヶ月以内に納付する。

(2) 事業年度終了後二ヶ月以内に決算が確定しない法人は各事業年度終了の日から二ヶ月以内に概算によるその事業年度の普通所得金額等を記載した申告書を提出するとともにその概算による所得金額等に基づき計算した税額を納付する。

(3) 右によって申告又は納税した法人の決算が確定したときは、決

算確定の日から二十日以内にその確定した決算に基づきその事業年度の所得金額等を記載した申告書を提出するとともにその所得金額等に基づき計算した税額を(2)により概算納付した税額との差額を納付する。

(二) 法定事業年度の期間が六ヶ月を超える場合

(1) 事業年度開始の時から六ヶ月間を一事業年度とみなし、その間の所得金額とその概算に基づき計算した所得金額等を記載した申告書を提出するとともに、その概算申告による税額を納付する。

(2) 法定事業年度が終了したときは、その事業年度終了後二ヶ月以内に決算が確定した法人は、その確定した決算に基づきその事業年度の所得金額等を記載した申告書を提出するとともにその確定申告による税額から(1)の概算申告による税額との差額を納付する。

(3) 法定事業年度が終了し、事業年度終了後二ヶ月以内に決算

が確定しない法人は法定事業年度の期間が六ヶ月の法人で事業年度終了後二ヶ月以内に決算が確定しない場合に準ずる。この場合に納付する税額は(1)によつて納付した税額との差額である。

(4) 法定事業年度が終了したが決算が確定しないため右によつて申告納付した法人が決算の確定したとき(一)の(3)によるこの場合において納付する税額は(二)の(1)及び(3)によつて納付した税額との差額である。

(三) (1) 右のいずれの場合においても決算の確定した場合にも申告書に

財産目録、貸借対照表、損益計算書及び各所得金額等の計算に用いる明細書その他必要な書類を添附し、決算の確定しない場合には当該事業年度終了の日における貸借対照表及び概算による損益計算書及び概算による所得金額等の計算に用いる明細書その他必要な書類を添附しなければならない。

(2) 宗教法人及び法人たる労働組合であつて法定事業年度の期間が

六ヶ月を超えらる場合には法定事業年度開始の日から六ヶ月間を一事業年度とみなして申告書と提出する規定の適用はない。

二 清算所得に対する法人税

(1) 解散した法人は残余財産のうち拂込資本金等を超過する金額を分配しようとするときは、その分配に数回に分つて分配しようとするときはその分配に係る財産について、分配の都度分配の日の前日までに清算所得金額を記載した申告書を所轄税務署長へ提出するとともに清算所得に対する法人税を納付しなければならない。

(2) 法人が合併したときは、合併法人は合併の日から二ヶ月以内に被合併法人の清算所得金額を記載した申告書を所轄税務署長に提出するとともに、清算所得に対する法人税額を納付しなければならない。

三 以上の一乃至二によつて申告し納税した法人又は申告期限後に申告

書を提出した法人でその所得金額等について脱漏があることを発見したときは、直ちに所轄税務署長に申し出て申告書を修正することをもて申告書提出の日又は修正の日に納付しなればならない。

四、法人税を完納しなかつた場合は国税徴収法第十九條の規定によつて督促する。

第五節 課税標準の更正及び決定

一、課税標準の更正

納税義務ある法人の申告又は修正した課税標準が税務署において調査した課税標準と異なつてゐるときは、税務署長はその調査によつて課税標準を更正する。

二、課税標準の決定

税務署長は納税義務があると認められる法人が申告書と提出しなかつた場合又は法人税を課すべき所得又は資本がない旨の申告書を提出した場合においては、税務署の調査によつて、課税標準を決定する。

三、課税標準の再更正

税務署長は、一及び二によつて課税標準の更正又は決定した後更正又は決定した課税標準について脱漏があることを発見したときは税務署の調査によつて課税標準を更正する。

四、課税標準の更正又は決定の通知

税務署長は一乃至三によつて課税標準を更正又は決定したならばこれを納税義務がある法人に通知する。

五、課税標準を更正又は決定した場合における追徴税額

一乃至三によつて課税標準を更正又は決定した場合においては四の通知をなした日から一ヶ月後を納期限としてその更正したことによつて生じた不足税額又は決定による法人税額を徴収する。

第六節 同族會社に関する課税の特例

一、同族會社の定義

同族會社とは株主又は社員の一入及びこれを親族、使用人、一定の出資関係ある會社等特殊の關係ある者の持つてゐる株式又は出資の金額の合計額がその會社の株式又は出資金額の半分以上に相當する会社をいふのである。

二、同族會社の行為計算の否認

税務署長は同族會社の行為又は計算で、法人税を免れる目的があること認められるものがあるときは、その行為又は計算に關係することなく税務署長が認めるところによつて、課税標準を計算することができらる。

三、同族會社に対する加算税

税務署長は同族會社が各事業年度の普通所得のうちその十分の三に相當する金額を起えるものと留保した場合においては、その超過額に對し特別の率を乗じて算出した金額を当該事業年度の普通所得に對する法人税に加算することができる。

特別の率は同族會社の当該事業年度の普通所得金額を年額に換算した金額のうち、十万円以下の金額に百分の三十五、十万円を起える金

額に百分の五十五、二十万円を超え金額に百分の六十五、五十万円を超え金額に百分の七十、百万円を超え金額に百分の七十五と乘じて得た金額の合計金額の普通所得年額に対する率とする。

各事業年度の普通所得及び普通所得中留保した金額は、その事業年度の普通所得、超過所得及び資本に課せられる法人税額をその事業年度の普通所得及びその普通所得中留保した金額の双方から扣除した金額による。

第三章 特別法人税

一、沿革

産業組合、商業組合、工業組合等の所謂中間法人に對しては従來所得税を免除してきたのであるが、昭和十五年年度の税制改正に當り、一級租税負担の増加を来すことになつたので、これらの法人に對しても時局に鑑み應分の負担を為さしめるのを適當とし、特別法人税を創設して輕微の課税を行うこととなつた。但し普通の法人に對し課税せられる所得税及び法人税は従來同様課せられない。昭和十九年、二十年及び二十二年の増税に當つては、各税の増徴に鑑み税率を引上げられ、昭和二十二年の改正によつて、法人税と同様に申告納税制度が採用せられた。

納税義務者

特別法人税法施行地に主たる事務所を有する特別の法人が特別法人
税の納税義務者である。

納税の義務ある特別の法人は左の法人に限られる。會社等の如き純
粋の営利法人ではないが、経済行為を営み且つ出資を有し出資に應じ
し剰余金の分配を為してゐる法人が挙げられてゐる。

- 一、市町村農業會、道庁縣農業會及び全國農業經濟界、
- 一ノ二、産業組合及び産業組合聯合會
- 一ノ三、貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合及び貸室組合聯合會
- 一ノ四、市街地信用組合
- 二、統制組合（所屬の組合員、組合又は聯合會として出資を為さ
しめないものを除く）
- 二ノ二、商業組合及び商業組合聯合會（所屬の組合員、組合又は聯合

- 會として出資をなされめないものを除く）
- 三、工業組合及び工業組合聯合會（所屬の組合員、組合又は聯合
會として出資を為さしめないものを除く）
- 四、貿易組合及び貿易組合聯合會（所屬の組合員、組合及び聯合
會として出資を為さしめないものを除く）
- 五、漁業會、製造業會、道府縣水産業會及び中央水産業會（所屬
の會員として出資を為さしめないものを除く）
- 五ノ二、森林組合及び森林組合聯合會（所屬の組合員、組合又は聯合
會として出資を為さしめないものを除く）
- 六、蚕糸共同施設組合及び蚕糸業會（所屬の會員として出資を為
さしめないものを除く）
- 七、自動車運送事業組合及び自動車運送組合聯合會（所屬の組合
員、組合又は聯合會として出資を為さしめないものを除く）
- 八、炭林中央會庫

- 九 商業組合中央金庫
- 十 煙草組合、塩業組合聯合会及び煙草組合中央會

三 課税標準

特別法人税は特別の法人の左の剰余金に對して課せられる。

- 一 各事業年度の剰余金
- 二 清算剰余金

四 利益金の計算

(一) 特別の法人の各事業年度の剰余金は各事業年度の総益金から控除金を控除した金額によつて計算する。その他特別法人税を損金に算入しないこと。前一年内の損失の繰越扣除を認めること等。凡て普通の法人の場合と同様であるが、たゞ特別法人の性質上、取扱つた物の数量、価額その他事業の分量に對して配当すべき金額は剰余金

の計算上これを損金に算入せられる。
 (二) 特別の法人が解散した場合又は合併した場合における清算剰余金及び積立金の計算方法は普通の法人の清算所得計算の場合と同様である。

五 税率

- (一) 各事業年度の剰余金 百分の二十五
- (二) 清算剰余金 積立金より成る金額 百分の二十
- 其の他の金額 百分の四十

所得税を課せられない法人のみで組織する特別の法人の清算剰余金については清算剰余金中積立金より成る金額以外の金額の百分の二十に相当する金額を以てその税額とする。

六 申告及び納付

特別法人税も申告納税であるが、法人税と異なり、各事業年度の剰余金に対する特別法人税の申告書の提出及び納付は、各事業年度の決算確定の日から一ヶ月以内とし、概算による申告書の提出はこれを必要としないのである。

第四章 相續税及び贈與税

第一節 沿革

相續税は、白雲戦役の際財政計画の一として明治三十八年に創設せられたものである。併しながら本税はその性質上戦時に限られた租税でないのみならず、個人の財産は経済界の進展発達に伴ひ漸次増加するを以て、國富の増進とともに収入の増大を期待し得べき租税であつて、平時においても好箇の財源である。これがその当時公布せられた非常特別税法中にこれを規定しないで、特に單行法としてその經濟的租税である趣旨を明かにされた。其の後明治四十三年には家督相續の税率の引下げを行ひ、又大正三年には家督遺産兩相續に亘り税率を軽減したが、大正十五年の一般税制整理に際し大相續財産に対する税率を引上げるとともに、課税

最低限の引上げ、相続年賦延納期間の延長等が行はれた。昭和十二年には臨時租税増徴法により相続税に對し税額の二割乃至十割を増徴されてきたが、翌昭和十三年にはこれを超過累進税率に改めた他部分的に廣範田に亘り相当重要な改正が行はれた。

昭和十五年には、全般的に三割程度の増徴が行はれ、又十六年には相続財産中不動産の多い者に對し、不動産による物納の制度を認め、昭和十七年及び十九年に増徴が行はれたが、終戦後物価暴騰等に鑑み、昭和二十一年三月扶養家族の扣除を受け得る限度並びにその控除額、免税点、高額財産相続に對する税率を引上げる等の改正を行つた。

六、い、昭和二十二年においては、相続税と相続税及び贈与税に分ち、兩者共に申告納税制度を採用することにも免税点の制度を廢し、基礎扣除とし、なおこれに関連して扶養家族扣除の制度を廢止する他、家督相続と遺産相続の區別を廢止する等の全面的な改正を行つた。

第二節 納税義務者

一、相続が開始した場合において、被相続人が相続税法施行地に住所を有するとき又は相続財産が相続税法施行地にあるときは次に掲げる者は相続税を納める義務がある。

- 一、相続人
- 二、受遺者

三、相続開始前二年内に被相続人の贈与を受けた者

二、財産を贈与した個人（贈与者）が相続税法施行地に住所を有するとき又は贈与の目的たる財産（贈与財産）が相続税法施行地にあるときは贈与者は贈与税を納める義務がある。

第三節 課税物件

一、被相続人が相続開始の際相続税法施行地に住所を有するときは、相続財産の全部に対し相続税を課し、被相続人が相続税法施行地に住所を有しないときは、相続税法施行地にある相続財産に対してのみ相続税を課する。

贈与者が贈与のあつた年において相続税法施行地に住所を有するときは、贈与財産の全部に対し贈与税を課し、贈与者が相続税法施行地に住所を有しないときは、相続税法施行地にある贈与財産に対してのみ贈与税を課する。

一定期間になした被相続人の贈与財産、被相続人の死亡に因り相続人等が受け取る保険金、退職手当金及び定期金に関する権利等の財産又は信託行為、生命保険契約、寄附行為、財産の譲渡等の行為は、相続税贈与税逃脱の虞が多分にあるので、これ等の一定の場合において、これを相続財産とみなし、又は贈与若しくは遺贈があつたものとみなす。

三、財産の所在は次に規定する場所による。

- 1 動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利についてはその動産又は不動産の所在、但し船舶については船籍の所在。
- 2 鉱業権又は砂鉄権については鉱区の所在。
- 3 漁業権若しくは入漁権又は漁業権を目的とする権利については、漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画。
- 4 金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金についてはその預金貯金積金又は寄託金をなした営業所又は事業所の所在。
- 5 合同運用信託に関する権利については、その信託をなした営業所の所在。
- 6 以上の外、相続税法施行地に営業所又は事業所を有する者の当該営業所又は事務所の営業上又は事業上の権利についてはその営業所又は事業所の所在。
- 7 以上の財産以外の財産の所在は権利者の住所の所在による。

第四節 課税價格、控除及び税率

第一 相続税

一 課税價格

- 1 被相続人が相続開始の際相続税法施行地に住所を有するときは、相続財産の價格から被相続人の債務で相続開始の際既に存するもの（公租公課を含む）及び葬式費用の金額を扣除した金額を以て課税價格とする。
- 2 被相続人が相続開始の際相続税法施行地に住所を有しないときは、相続税法施行地にある相続財産の價格から被相続人の債務のうちその財産に係る公租公課、その財産を目的とする担保権を以て担保される債務その他その財産を取得維持又は管理するために生じた債務、その財産に関する贈与の義務及び被相続人が相続開始

の際相続税法施行地に営業所又は事業所を有する場合においては、その営業所又は事業所の営業上又は事業上の債務の金額を扣除した金額を以て課税價格とする。

3 左に掲げる相続財産の価額はこれを課税價格に算入しない。

(1) 国、都道府県、市町村等の公共団体に對してなした贈与又は遺贈に係る財産の価額

(2) 相続開始前二年以内に被相続人が同一人に對してなした贈与の目的たる財産の価額の合計金額が千円以下である場合における当該贈與に係る財産の価額

(3) 相続財産とみなされる保険金、退職手当金等又は定期金に関する権利の価額の合計金額のうち三万円までの金額

(4) 互に扶養をなす義務ある者相互間において生活費又は教育費に充てるためになした贈與に係る財産の價額のうち、通常必要と認められるもの

四 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で、一定のものに對して相続開始前二年以内になした贈与に係る財産又は遺贈に係る財産の価格の合計金額のうち、一定金額

二 控除

相続税については課税価格から五万円を控除する。

三 税率

相続税は、被相続人と相続人の親縁により三種に區別し相続財産の課税価格（五万円扣除後のもの）を各級に区分しその各級に對し逐次に最底百分の十乃至百分の十五、最高百分の六十乃至百分の六十五の超過累進税率を適用したものをもつてその税額とする。納税義務者が二人以上であるときは、各納税義務者の納付すべき税額は課税価格に對し右によつて算出した金額を課税価格（五万円控除前のもの）中各、その者の受ける利益の価格の占める割合により按分して計算した金額とする。

相続が開始した場合において被相続人が當該相続の開始前五年以上に開始した相続について相続税を納付したとき又は納付すべきときはその納付した又は納付すべき前の相続税の額に相当する相続税の全部又は一部を免除する。

相続開始前二年以内に被相続人がなした贈与について納付した又は納付すべき贈与税があるときは、當該贈与税額を相続人の納付すべき相続税額から扣除する。

第二 贈與税

一 課税価格

- 1 贈与者が贈与のあつた年において相続税法施行地に住所を有するときは、贈与者がその年一月一日から十二月三十一日までの間に贈与した財産の価額の合計金額を以て課税価格とする。
- 2 贈与者が贈与のあつた年において相続税法施行地に居所を有し

ないときは、贈与者がその年一月一日から十二月三十一日までの間に贈与した財産で相税法施行地にあるもの、価額の合計金額を以て課税価格とする。

ろ、左に掲げる贈与財産の価額は課税価格に算入しない。

- (1) 国都道府縣市町村その他命令で定める公共団体に對してなされた贈与に係る財産の価額
- (2) その年中に同一人に對してなした贈与の目的たる財産の価額の合計金額が千円以下である場合における当該贈与に係る財産の価額
- (3) その年中に宗教慈善奉術その他公益を目的とする事業を行つる者で一定のものに對してなした贈与に係る財産の価額の合計金額のうち五千円までの金額
- (4) 互に扶養をなす義務のある者相互間において、生活費又は教育費に充てるためになした贈与に係る財産の価額のうち通常必要

と認められるもの

二、控除

贈与税については課税価格から五万円を扣除する。納税義務者が前年までの分の贈与税について右の扣除を受けてゐた場合においては、扣除を受けない。但し前年までの分の贈与税について扣除を受けた金額が通じて五万円に満たないときは、五万円と前年までの分の贈与税につき扣除を受けた金額の合計金額との差額を課税価格から扣除する。

三、税率

贈与税は納税義務者のその年までの課税価格へ五万円の扣除後の課税価格の合計金額を左の各級に区分し、逐次に各税率を適用して算出した金額から納税義務者の前年までの課税価格の合計金額を左の各級に区分し、逐次に各税率を適用して算出した金額を扣除した差額により課税する。

二万円以下の金額	百分の十五
二万円を超える金額	百分の十七
五万円を超える金額	百分の十九
十万円を超える金額	百分の二十一

中略

四百万円を超える金額	百分の六十二
五百万円を超える金額	百分の六十五

相続開始前二年以内に被相続人がなした贈与については贈与税を免除する。

第五節 財産の評価

一般に相続財産は相続開始当時の時価により相続財産の価額から扣除すべき債務の金額は相続開始当時の現況によるのであるが、相続税法は

各種権利の中地上権永小作権定期金に関する権利等評価用種と認めるものについて特に評価方法を定めてある。

一 地上権及び永小作権の価額は残存期間に應じその目的となっている土地の価額に一定の割合を乗じて算出した金額による。

二 相続財産たる定期金に関する権利で相続開始の時までに給付事由の発生しているものの価額は左に掲げる金額による。

- (1) 有期定期金については、残存期間に受くべき給付金額にその残存期間に應じ一定の割合を乗じて算出した金額
- (2) 無期定期金については、その一年間に受くべき金額の二十倍に相当する金額

(3) 終身定期金については一年間に受くべき金額にその目的とされた人の年齢に應じ一定の倍数を乗じて算出した金額

三、相続開始の時までにまた保険事故の発生していない生命保険契約に關する権利の価額は相続開始の時までに拂い込まれた保険料を基準と

して計算した金額による。

四 相続開始の時までにまた年金支払事由の発生している郵便年金契約に関する権利の価額は相続開始の時までに拂い込まれた掛金の合計金額に掛金の払込開始の時から相続開始の時までの経過期間を基準として一定の割合を乗じて算出して金額による。

第六節 申告及び納付

相続税贈与税ともに申告納税である。即ち相続税の納税義務者は相続開始後四ヶ月以内に課税価格その他の事項を記載した申告書を政府に提出するとともに申告書に記載された課税価格に對する相続税を納付しなければならぬ。贈与税の納税義務者は贈与をなした年の翌年一月三十一日までに課税価格その他の事項を記載した申告書を政府に提出するとともに申告書に記載された課税価格に對する贈与税を納付しなければ

ならない。

第七節 延納及び物納

相続税の納税義務者はその納付すべき相続税額が十万円以上で且つ金銭で一時に納付することを困難とする事由があるときはその納付を困難とする金額を限度として担保を提供して五年以内の年賦延納を申請することができる。

相続税の納税義務者はその納付すべき相続税額のうち金銭で納付すること困難とする金額について物納を申請することができる。

第五章 通行税

一 沿革

通行税は元 明治三十八年第二次非常特別税法を以て創設され、明治四十三年非常特別税法の整理により独立の税法となつて大正十五年まで存続したのであつたが、大正十五年の一般税制整理により廢止されたものである。それが昭和十三年支那事变特別税法により復活され、昭和十五年度の改正によつて單行法たる通行税法を設けるとともに相當の増徴が行はれた。

更に昭和十六年大幅の税率引上があり、次いで昭和十九年從來の料率による階級定額税率を對料比例税率に改め、徵稅事務の簡捷化をはかり、賦力の増強に資するとともに八割程度の増徴が行はれたが、更に昭和二十年税率の引上げにより九割程度の増徴が行

通行税は一般旅客の通行の爲にする支出に租税力を認めて課税するのであるが、昭和十九年の改正における對料税率の採用に基き、支出地課税主義は行爲地課税主義に改められた。即ち、通行という行爲が行はれる地の法令により課税されることになつたのである。

一 納税義務者

通行税は汽車、電車、一乗合自動車及び汽船の乗客に對して課税せられた。

二 税率

通行税の税額は通常乗車船料程の一料當について等級に應じ左の如く定められてゐる。

- 一 等 乗車船區間の料程一料又はその端數につき

四錢

- 二 等 乗車区間の料程一杆又はその端数につき 二銭
- 三 等 〃 〃 〃 〃 〃 〃 五銭

十二歳未満の乗客については普通及び定期乗車税に対する通行税は半額である。

然るに区間制により運賃を定めた線路等については一杆当の比例税率に上ることは困難であるので、左の如き定額税率によることになつてゐる。

- 一 乗車区間の料程三十杆以下なるとき
 - 一 等 八十銭
 - 二 等 四十銭
 - 三 等 十銭
- 二 乗車区間の料程三十杆を超えるとき
 - 一 等 五十銭に三十杆を超える二十杆又はその端数毎に五十銭を加えた金額

- 二 等 二十五銭に三十杆を超える二十杆又はその端数毎に二十五銭を加えた金額
- 三 等 五銭に三十杆を超える二十杆又はその端数毎に五銭を加えた金額

定期乗車税、団体乗車税、貸切乗車税の場合にはそれぞれ特別税率が定められている。

急行料金及び寝台料金の税率は左の通りである。

- 一 等 急行又は寝台料金の百分の六十
- 二 等 〃 〃 〃 〃 〃 〃 百分の四十
- 三 等 〃 〃 〃 〃 〃 〃 百分の二十

左の場合には通行税は課せられない。

三等乗客にしてその乗車区間二十杆未満なるとき及び三等定期乗車税客

四、徴収方法及び拂込方法

通行税は汽車、電車、乗合自動車、又は汽船による運輸業を営む者が運賃類収の際に徴収し翌月末日までにこれを政府に納入する。但し連絡運輸の場合においては運輸業者が、他の運輸業者より運賃とともに通行税を領収した日の属する月の翌月末日までに納付すればよいのである。

第六章 登録税

一、沿革

登録税は日清戦役後の財政の急需に應ずるため、明治二十九年に創設せられたものであるが、これより以前においても登記又は登録に対しては登記料又は手数料を徴収していた。

その後教次の改正を重ね、その間戸籍に関する登記、國債の登録、土地台帳の登録等に對する登録税の如く廢止せられたものであるが、次第に課税の範囲を拡張せられ、現在においてはその範囲頗る広汎となつてゐる。経済單位の膨脹に鑑み、昭和十九年、二十一年、二十二年にそれぞれ増徴が行はれた。

二、納税義務者

登録税は登記又は登録の申請を為す者を以て納税義務者とする

三 課税物件

課税すべき登記又は登録は大体左の如くである。

- (一) 不動産、船舶に対する登記
- (二) 鉄道抵当原簿又は軌道抵当原簿の登録
- (三) 工場財田登記簿、鉱業財田登記簿、漁業財田登記簿又は自動車
交通事業財田登記簿の登記
- (四) 農業用不動産の抵当権に関する登記
- (五) 船隻の登録
- (六) 高専會社その他営利を目的とする法人の登記
- (七) 高号、支配人、船舶管理人、未成年者、妻、法定代理人、夫婦
財産契約等に関する登記
- (八) 辯護士、医師、薬剤師、獣医、装蹄師、海員の登録

- (九) 著作権、出版権の登録
 - (十) 特許、意匠、実用新案、商標に関する登録
 - (十一) 鉱業原簿、砂鉱業原簿、免許漁業原簿の登録
 - (十二) 戦時金融債券、農地開発債券、食糧営田債券の登録
- 登録税を課しない場合も頗る広汎である。その主なるものを掲ぐれば左の如くである。

- (一) 政府が自己の爲にする登記又は登録
- (二) 神社寺院の境内地若しくは教會の構内地又は神社寺院若しくは教會の用に供する建物に関する登記
- (三) 公共団体において公用に供する不動産に関する登記
- (四) 府縣市町村の廢置分合若しくは境界変更又は部落有財産整理の場合の権利の取得又は保存の登記
- (五) 日本銀行、農業団体、産業組合、水産業団体、商工組合、海運組合等が各々の準據法に基づいてなす登記

- (六) 自作農の創設維持又は負債整理のためになす公共団体、農業団体、負債整理組合等の施設による個人の土地所有権の取得の登記及びこれらの施設者の抵当権の取得の登記
- (七) 公共団体、住宅組合等が住宅供給のためにする抵当権取得の登記及び住宅組合員等所属組合より住宅又は住宅用地の権利取得の登記
- (八) 農業倉庫若しくはその敷地に関する権利取得の登記
- (九) 学校経営を目的とする法人の土地、建物の権利取得又は保存の登記
- (十) 外国大使館、公使館、領事館の敷地又は建物に関する登記

四 課税標準

課税標準は登記又は登録の種類に従ひそれぞれ異なるもこれを大別すれば次の三種となる。

その一は登記を受ける物件の価格又は登記原因を証する書類に記載せられた金額を標準とするものであつて不動産の所有権移転の登記、各種財産権の処分、制限の登記、営利法人設立登記のようものがこれに属する。

その二は登記を受ける物件の個数若しくは数量を標準とするものであつて不動産及び船舶の附記登記、変更登記、取消登記のようものがこれである。

その三は登記申請の件数を標準とするものであつて、各種の資格登録、著作権、出稼權、特許、意匠、実用新案、商標に関する登録、旅業権及び漁業権の登記は概ねこれに属する。

五 税率

税率も極めて多種多様であつてこれを茲に一々掲記することはできないが税率の性質に定額税と比例税との二種がある。定額税は登記又

は登録を免くべき物件の個数又は登記の件数を課税標準として課する
場合に適用せられ、弁護士、医師、海員の登録、著作権、出版権、特
許意匠、実用新案、商標等に關する登録、鉱業権、漁業権等の登録中
権利の処分制限以外の登録及び不動産、船舶に關する登記中回復登
記、変更又は抹消登記等がこれに屬する。

比例税は登記を受くべき物件の価額若しくはほほ原因を証すべき書
類に記載せられた金額を課税標準とする場合に適用せられ、不動産の
所有権の移転の登記、各種財産権の処分の制限の登記、営利法人の設
立並びに社債發行の登記等がこれに屬する。

而して財産権の設定、移転、権利の処分の制限に對する税率に
は相き高率のものもあるが、仮登記、変更登記、抹消登記等の
場合は、一般に低率であつて全く手数料的性質を有するに過ぎな
いものが多い。

六、徵稅手續

登記又は登録の申請書に印紙を貼用して納付せしむるを原則とす
る。但し、税額五百円以上のときは、税務署に申出で現金を以て納付す
ることが出来る。

第七章 有價證券移轉税

一 沿革

有価証券移轉税は、有価証券の移轉に對し課税し、不動産の移轉の場合における登録税との权衡を得せしめるために昭和十二年増税の際創設せられたものである。

戦時中徴税上の手数を省略する等のため昭和二十年八月以降その課税を停止してゐたが、昭和二十一年復活されるとともに、課税せらるべき有価証券の範囲を拡張し税率を引上げるとともに課税区分を整理し簡單化した。更に昭和二十二年三月に税率の引上げが行はれた。

二 課税物件

有価証券移轉税は有価証券の売買、交換、贈与、遺贈その他の原因に因る移轉のあつたときに課するのである。

有価証券とは國債証券、地方債証券、社債券及び株券並びに外國又は外國法人の発行するこれらの性質を有する証券をいう。

甲種國債登録簿に登録した國債についての名義変更社債券登録簿に登録した社債券又は外國若しくは外國法人の発行する公債若しくは社債についての名義変更及び会社の社員の特分の移轉はこれを有価証券の移轉とみなされる。

三 納税義務者

有価証券移轉税は有価証券の取得者がこれを納める。

四 課税標準

有價証券の取得価額を課税標準とする。

取得価額は売買に因る移転については売買価額によりその他の原因に因るものについては移転の時の価額による。

五、税率

第一種 有価証券仲買人を買受人とする売買取引に因る移転

取得価額の千分の一

第二種 第一種以外の移転

甲 証券取引所における売買取引による移転

取得価額の千分の二

乙 その他

千分の四

六、徴収手続

有価証券移転税は有価証券仲買人の取扱による有価証券の移転の場合においては移転の際に有価証券仲買人がその税金を徴収し翌月十日

までにこれを政府に納付する。有価証券仲買人を移転当事者とする有価証券の移転についても亦同様である。

その他の場合においては有価証券の移転ことに移転当事者が作成する有価証券移転書に印紙を貼用してこれを納める。

第八章 印紙税

印紙税の制度は既に明治初年より存し、明治六年の受取諸証文印紙規則心得方規則、明治七年の証券印紙規則に始まって、明治三十二年の印紙税法制定となり度々の改正を経て今日に成っているのであるが、本税も戦時中停止されてゐたものが復活されたことにも税率並びに課税最低限の引上げが行はれた。

印紙税を納める義務あるものは、財産権の創設、移転変更若しくは消滅を証明すべき証書、帳簿及び財産権に関する追認若しくは承認を証明すべき証書を作成する者であり、課税物件ごとの税率は左の如く定められてゐる。

- 一、不動産、鉄道財団、軌道財団、記載金高 百円以下のもの 三十分
- 自動車交通事業財団又は船舶 記載金高 五百円 一円

- の所有権移転に関する証書
- 二、消費貸借に関する証書
- 三、請負に関する証書
- 四、運送に関する証書
- 五、備・給・契・約書

六、物 品 切 手

千円	二円
一万円	十円
十万円	二十円
百万円を超えるもの	二百円
記載なきもの	三十分
記載金高 二十円以下のもの	四分
三十円	四分
五十円	三分
百円	六分
百円を超えるもの	六分
百円又はその倍数ごとの記載金高なきもの	四分
	四分

- 七、委任状
- 八、乃至三十

約束手形、為替手形、銀行預金証書、市町村農業者等の發する貯金証書、道府縣農業者等の發する出資証券、船荷証券、運送貨物引換証、倉庫証券、保險証券、株券、債券、相互保險會社の發する基金証券、株式申込証、社債申込証、地上権、永小作权又は地役权に関する証券、使用貸借、貸貸借、賃借、寄託又は定期金に関する証券、信託行為に関する証券、無盡に関する証券、定款又は組合契約書、権利の変更に関する証券、追認又は承認に関する証券、受取書、質权抵当权に関する証券、その他の證書、預金通帳

三十三 預金通帳以外の通帳

五十銭

三十四 判取帳

五円

右に掲げる証券については一通毎に、帳簿については一冊一年以内の附込に對して右の金額の印紙を貼用して納税せねばならぬ。

尤も印紙税額に相当する現金を政府に納付して税印の押捺をうけ又は大藏大臣の定める表示を為し、印紙貼用に代えることができる。

又銀行の發行する普通預金通帳等にして政府の承認をうけたときは、毎年四月一日における当該預金の口数により一年分を一括して現金納付をなし得る簡便な手続もある。

なお官廳公署から發する証券、帳簿、その他各種の証券帳簿について印紙税を課しない規定が設けられている。

第九章 取引所税

取引所及び取引所において行はれる取引に對して課税する制度は、明治七年の株式取引所條例において既にその規定があり、明治八年には米穀相場會社税、明治九年には米商會所税、明治十一年には株式取引所税として手数料その他徴収する總高の千分の一を課した。爾來課税の方法税率等にも多少の変遷があり、大正三年新に取引所法を制定し、取引所營業税として売買手数料收入金額の百分の十五、取引所税として、第一種地方債証券、社債券の売買各約定金高万分の二、第二種有価証券、売買各約定金高万分の五、第三種商品、売買各約定金高万分の五を課することとした。

その後も税率の改正があつたが、昭和十五年の税制改正においては、取引所に對しても一般の營業税を課することとし、なおその外に特別税

を課する制度とした。

更に昭和十八年の酒税を中心とする間接税の増徴により、一部税率の引上げが行はれ、昭和二十二年には税率區別の改正が行はれた。現在の課税標準及び税率は次の如くなつた。

取引所特別税

売買手数料收入金額 百分の十二

取引税（取引所における売買取引にして差金の授受によつて決済をなし得るものに課す）

第一種 地方債証券又は社債券の売買取引 百分の一

第二種 有価証券の売買取引 百分の十

第三種 商品の売買取引

甲 銘柄及び等級別に相對売買の方法によつて行ひ、履行期においてのみ差金の授受によつて決済をなし得る取引に屬するもの

百分の一・二五

百分の二・五

乙 その他のもの

第十章 狩獵免許税

沿革

銃器を使用し狩獵をなす者に對しては、旧幕時代から銃砲役又は銃砲運上が賦課された。

明治三年にこれを獵師役と改稱し、更に明治五年に狩獵免許と改めた。明治六年鑑札免許税とし、職獵と遊獵とを區別して、職獵には一円、遊獵には十円を課税されることとなつた。その後更に銃獵税又は免許税と改稱された。

明治二十五年狩獵規則の制定せられるに及び、銃器の外、各種の網、放鷹、鵜繩、筏等をも獵具に加へ、職獵及び遊獵の免許を各甲、乙に區分し銃器を使用しないものを甲種、銃器を使用するものを乙種とし、別個の税率により課税された。

次で明治二十八年狩獵法を以て従来の職獵、遊獵の區分を廢し、所得、土地租等の納税額を標準として甲種、乙種の税率に各一等、二等、三等の階級が設けられ、明治三十四年には甲種、乙種の税率を合併すると、もに一級に税率が引上げられ、明治四十三年には、非常特別税の増徴を本税に整理され、大正七年には改正狩獵法を制定して、税率の引上げを行ひその後大正十一年、昭和十五年にも税率の引上げが行はれ更に昭和二十一年六年ぶりに税率が引上げられ、又昭和二十二年再び税率を引上げるとともに所得税の改正に應じて免許の資格標準となる所得税の納付額についての改正を行った。

二、狩獵免許

狩獵鳥獸は狩獵免許を受けらるのでなければ、主務大臣の定めたる銃器、網、鵜繩、筏、杓又は罟を使用してこれを捕獲することはできない。狩獵免許は甲乙の二種とし、甲種免許は銃器の使用以外の方法を以て

狩猟をなす者に、乙種免許状は銃器を使用して狩猟をなす者にこれを下附する。

三、税率及び徴税手續

狩猟免許を受けける者は甲乙各種につき左の區分に従ひ免許税を納めることを要する。

- 一 等 所得税年額五千円以上を納める者及びその家族 六百円
 - 二 等 一等以外の者にして所得税を納める者及びその家族 四百円
 - 三 等 一等及び二等以外の者 二百円
- 免許税は収入印紙を以てこれを納める。

第十一章 入場税及び特別入場税

一、沿革

入場税は物品税及び通行税とともに支那事変費の一部に充當するた
めに昭和十三年三月創設されたもので、その性質は支出税である。最
初は一種の直接消費税であつたが、その後間接税に改められた。
昭和十五年度の改正により免稅点の引下と増徴が行はれた。昭和十
六年及び昭和十八年の二回は亘り劃期的税率の引上げが行はれ、更に
昭和十九年税率を大幅に引上げるとともに第二種の場所の範圍を多少
拡張した。昭和二十年には税率の引上とともにその階級を整理し、九
割程度の増徴を行った。
昭和二十一年三月、終戦後におけるインフレに對處して民生の安定
をはかるための税法改正の一環として入場税及特別入場税に付ては税

率区分の金額を三倍程度に引上げるとともに税率を相当低減した。更に同年九月終戦後各地に開設されてゐる舞踏場を第二種の場所として規定し、昭和二十二年には従來の税率の區別を廢し一律に入場税の税率は入場料の百分の百、特別入場税の税率は特別入料の百分の四十とした。

二、課税物件

入場税は左に掲ぐる第一種の場所への入場、又は第二種の場所の設備の利用にこれと課する。

- 第一種の場所
 - 一、演劇場
 - 二、映画館
 - 三、演藝場
 - 四、観物場

- 五、競馬場
- 六、博覧会場
- 七、展覽会場
- 八、遊園地

第二種の場所

- 一、舞踏場、麻雀場、撞球場
 - 二、ゴルフ場、スケート場
 - 三、卓球場、釣堀場、貸船場、射的場、半弓場、ベビー撞球場
- 第一種の場所の入場料が一人一回一円に満たない場合は入場税を課しない。但し回数、定期又は貸物にて入場の契約をする場合は免税点はない。

三、税率

入場税の税率は入場料の百分の百である。

四、課税標準

入場料とは名義の何たるを問はず第一種の催物若しくは設備の主催者若しくは経営者又は第二種の場所の経営者若しくは第一種の場所に入場し、又は第二種の場所の設備を利用する者からその入場又は設備の利用につき取得すべき金額をいうのである。

五、免 税

第一種の場所でも第二種の場所でも主催者又は経営者が入場料又は収益の総額を慈善事業等の目的に支出する場合は税務署長の承認を得たものに限りその入場料に対しては免税する。

六、徴 收

入場料は主催者若しくは経営者から徴収する。主催者又は経営者は

毎月分の入場料金を催物若しくは設備の種類毎に区分した申告書を翌月十日迄に政府に提出しなければならない。申告のないとき又は申告を不相当と認めるときは、政府において課税標準額を決定する。入場料は毎月分を翌月末迄に納付しなければならない。

七、特別入場税

特別入場税は運動競技にして学生生徒又は該競技をなすことを業としない者が行ふものにつき観覧の為競技場に入場する者から料金を徴収する場合においてその入場する者に対して課税する税である。

課税方法は第一種の場所の入場税と同一であつて主催者の申告及び帳簿記載事務も入場税と同様である。唯この特別入場税には主催者の税法違反につき罰則の規定を適用しないことが入場税と異なるところである。

税率は特別入場料の百分の四十である。

第十二章 酒税

第一節 沿革

酒税は従来酒造税法、酒精及び酒精含有飲料税法、麦酒税法等により夫、課税せられ又支那事変特別税法により物品税の形でも課税を受けてゐたが、昭和十五年の税制改正においてこれらの規定を整理統合して新に酒税法を制定し、昭和十五年四月から施行せられた。

従来酒税は間接税の大宗を爲し増税の行はれる度にその目標になつて来たのである。

昭和十六年第七十七回臨時議會に於て、財源調達の必要、購買力の収縮、消費の抑制等の爲本税を中心とする大増税に當つては、平均五割程度の増税が行はれた。

更に昭和十八年の増税に當つては、剛期的税率の引上げが行はれること

もに、新に酒類の品質に依り課税に差等を設ける制度を導入し、新局面を拓いた。

当時の増税は殆んど庫出税の増税に止めた、ゆゑ、酒税中造石税の占める地位は著しく微弱となつた。

昭和十九年には、総税額において七割程度の増徴を行うとともに酒類造石税を廃止し、酒類庫出税にこれを総合して酒税とし、相當の事務簡素化を図つたが、昭和二十年には、更に七割程度の増徴を行うとともに、級別を整理し、税率を簡素化した。次に昭和二十一年九月には國庫収入の増加を図るために、税率の引き上げを行ひ、増税前の酒税収入に對し約十九割の増収をはかるとともに酒類密造者漸増の傾向と、税率の引き上げとを考慮して酒類密造者に対する最高罰金額の引き上げを同等の改正を行つた。昭和二十二年には更に一層の増徴を行うため税率を大巾に引き上げるとともに料理店酒場において販売する業務用酒については特に高率の酒税を加算することとなつた。

第二節 課税物件

一五八

酒税の課税物件は酒類である。酒類とは、アルコール分一度以上の飲料をいうのであるが、アルコール分九十度以上のアルコールにして、アルコール専売法の適用を受けざるアルコールは酒類中から除外されてゐる。酒類は、その性状により清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麦酒、果実酒及び雑酒の九種類とし、それぞれ次の如くその定義が定められてゐる。

- 一、清酒とは左に掲げるものをいう。
 - (一) 米、米麴及び水を原料として醱酵せしめこれを濾過したるもの
 - (二) 米、水及び命令を以て定める物品であつて、その重量が米へ麴米を含むものの重量を超えないものを原料として醱酵せしめこれを濾過したるもの清酒を清酒粕で粕漉したるもの及び命令の定めるところにより清酒

にアルコールその他の物品を混和したるものは、これを清酒とみなす。

二、合成清酒とは、アルコール、焼酎又は清酒と他の物品とを混和して製造した酒類であつて、その香味、色澤、その他の性状が清酒に類似するものをいう。

三、濁酒とは、左に掲げるものをいう。

- (一) 米、米麴及び水を原料として醱酵せしめこれを濾過しないもの
- (二) 米、水及び命令を以て定める物品を原料として醱酵せしめこれを濾過しないもの

四、白酒とは左に掲げるものをいう。

- (一) 米又は米麴と清酒、濁酒、味淋、焼酎又はアルコールとを混和して碾碎したるもの
- (二) 前号に掲げる原料の外水を混和して碾碎したるもの

五、味淋とは左に掲げるものをいう。

- (一) 米及び米麴と焼酎又はアルコールとを混和して濾過したもの。
- (二) 前号に掲げる原料の外味淋、味淋粕又は水を混和して濾過したもの。

味淋と味淋粕にて粕漉したものはこれを味淋とみなす。

六、焼酎とは左に掲げるものをいう。

- (一) 清酒粕、合成清酒粕、味淋粕、清酒、合成清酒、濁酒、白酒又は味淋を蒸溜したもの。
- (二) 命令を以て定めらるる物品及び水を原料として醱酵せしめたものを蒸溜したもの。

焼酎を蒸溜したものはこれを焼酎とみなす。

七、麦酒とは左に掲げるものをいう。

- (一) 麦芽、ホップ及び水を原料として醱酵せしめたもの。
- (二) 麦芽、水及び命令を以て定めらるる物品にしてその重量が麦芽の重量の十分の五を超えないものを原料として醱酵せしめたもの。

八、米実酒とは左に掲げるものをいう。

- (一) 米実を原料として醱酵せしめたもの。
 - (二) 米実に命令の定めるところにより糖類を加えて醱酵せしめたもの。
 - (三) 米実又は米実に命令の定めるところによつて糖類を加えたものに水又は命令を以て定めらるる除酸剤を加えて醱酵せしめたもの。
- 九、雑酒とは清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麦酒、米実酒以外の酒類をいう。

第三節 税率

各酒類に課せられる酒税の税率は次の通りである。

一、清酒

第一級 一石につき

八千八百三十円

二 雑酒

- 第一級 百分の四百
- 第二級 百分の百

前記の各酒類の級別は夫々酒類委員会の諮問を経て政府においてこれを定めることになつてゐる。

業務用酒に對する税の加算

酒場、料理店その他酒類を自己の營業場において飲料に供することを業とする者がその業務の用に供する酒類については通常の酒税の外、左の酒税を加算する。

- 一、麦酒 一石につき 一万千四百円
- 二、雑酒 五万円
- 三、それ以外の酒類 二万円

第四節 課税標準及び納税義務者

一、課税標準

酒税は製造場から移出する酒類の石数に保稅地域からの引取る酒類の石数、業務用酒に對する加算の場合は、その販売した石数に應じて徴収する税である。

次の各号の一に該当する場合には酒類を製造場から移出したものとみなされる。

- (一) 製造場において飲用せられたとき
- (二) 酒類製造免許の取消された場合において製造場に現存するとき
但し政府の承認を受けた場合を除く。
- (三) 製造場に現存するものが公売若しくは競売せられたとき又は販賣手続において換価せられたとき

酒類の製造者又は販売者が酒類を自己の経営する酒場料理店その他酒類を営業場に於て飲料に供することを目的とする場所において飲料に供したときは、その製造者又は販売者を以て業務用酒に對する加算税を課すべき酒類を販売したものとみなされる。

酒類は酒類の品質に應じ税率に差等を設けて課税するのである。酒類は相当その品質に差等があるのを帝とするので、以前から旋価課税が唱道されていたのが昭和十九年の改正により実現したのである。

二、納税義務者

酒類の納税義務者は、製造場から酒類を移出した者（製造者）及び保税区域から酒類を引取る者である。業務用酒に對する加算税の場合にはその業務用酒の販売者である。

第五節 賦課徴収

一、移出石数及び引取石数の申告

酒類製造者は毎月製造場から移出した酒類の種類及び級別毎に石数を記載した申告書を翌月十日迄に製造場所轄税務署に提出することを要する。但し次の各号の一に該当する場合には直に移出し、又は移出したものとみなされる酒類につき申告書を提出することを要する。

(一) 酒類製造の免許を取消されたとき、但し政府の承認を受けた場合を除く。

(二) 酒類が公免若しくは競売せられたとき又は破産手続において換価せられたとき

(三) 保税地域から引取る酒類については引取り際当該酒類の種類毎に石数を記載した申告書を提出することを要する。

業務用酒に對する加算税の場合には、その販売者は毎月その販売した酒類の種類毎に石数を記載した申告書を翌月十日までに政府に提出することとする。

申告書の提出がないとき、又は政府において申告を不相当と認めるときは政府において移出石数、引取石数又は販売石数を決定することができる。

二、未納税移出又は未納税引取

政府の承認を受け他の製造場又は蔵置場に移入する目的を以て、製造場から移出し又は保税地域から引取る酒類については、酒税を徴収しない。この場合においては、移出先又は引取先を以て製造場とみなし移出先又は引取先の営業者を以て製造者とみなすのである。

この酒類については、政府の指定した期間内に移出先又は引取先に移入せられたことを証明することを要し、この証明のないものについては

ては製造者又は引取人から直に酒税を徴収する。但し災害その他已むを得ない事由によつて亡失したものに對しては、酒税を免除することができる。

なお、未納移出又は引取の酒類については必要があると認めるときは、その酒税額に相当する担保を提供せしめることができる。

三、輸出免稅

政府の承認を受けて輸出する目的を以て製造場から移出する酒類については、一定の手続によつて酒税を免除する。輸出証明の必要、担保の提供及び亡失の場合における免除等は、未納税移出の場合と同様である。

四、納付

酒税は原則として毎月令を翌月末日までに保税地域から引取る酒類

については引取の際納付せしめる。但し酒税額に相当する担保を提供したときは、一月以内の徴収額が認められる。

第六節 取締及罰則

酒類の製造者又は販売業者はそれぞれその製造又は販売につき政府の免許を受けることを要する。帳簿記載の義務、製造、貯蔵又は販売に関する事項の申告義務、機械器具及び容器の検定を受ける義務、検査及び承認を受ける義務等を課せられてゐる。

又收税官吏は帳簿その他の物件を検査し又は取締上必要な処分を為すの権限を有する。

無免許製造、酒税の通脱犯、その他の秩序犯につきそれぞれ処罰規定が設けられてゐる。

第十三章 清涼飲料税

一、沿革

清涼飲料税は大正十五年社会政策税制整理（綿織物に対する消費税免除、通行税、番油税及び売薬税の廃止等）を為した際創設せられたものであつて、その後数回に亘つて税率の引き上げが行はれ、特に昭和二十一年二十二年には大巾の増徴が行はれた。

二、課税物件

本税の課税物件は清涼飲料であつて、清涼飲料とは「炭酸瓦斯を含有する飲料」である。但しその含有の炭酸瓦斯が全重量の百分の五以下のもは課税を除外される。

又清涼飲料に酒精分の含有は必ずしも排斥せられないが、全容量の

百分の一以上の純酒精を含有するときは、酒税の課税物件となり、本税は賦課しない。

三 課税標準及び税率

本税は移出課税制度を採用し、課税物件を次の三種に分ち税率を区分している。

- 第一種 王ラムネ燻詰のもの 一石につき 千三百円
 - 第二種 その他の燻詰のもの 二千三百円
 - 第三種 燻詰以外のもの 炭酸ガス使用量一石につき 八百五十円
- 俗にいう「ラムネ」は第一種、「サイター」「シトロン」の類は第二種に属し、何れも製造場外に移出せられた石数を標準として課税される。

次に第三種は燻詰としない清涼飲料であつて、取扱人が別に瓦斯を製造し若しくは液体瓦斯を購入し、これを水又は水と「シロップ」等

の混合物に混入し、「コップ」売として消費に供する場合或はこれらの混合物を「タンク」に詰めてその俵小売へ卸すような場合がこれに属する。

第三種のものに對しては、移出せられた清涼飲料に使用せられた炭酸瓦斯の量を以てこれに代へ、第一種及び第二種の場合より重課せられる。

鉱泉水の如き天然に湧出する清涼飲料については、自然に湧出したものをそのまゝ容器に充填する場合又はこれを原料として第三種の清涼飲料を製造した場合は、第二種として取扱はれる。

四 納税義務者

本税の納税義務者はその製造者である。清涼飲料の製造者は製造場一ヶ所毎に所轄税務署の免許を受けると要する。

五、課税免除

外國に輸出する目的を以て製造場外に移出される清涼飲料は課税せられないが、そのためには製造者は移出後六月以内に法定の書類による輸出証明をしなければならぬ。本税については納税後外國に輸出された場合における戻税の制度が認められてゐない。

六、賦課徴収

本税は清涼飲料の製造場外への搬出に際して賦課せられるのであるが

- 一、製造場内において飲用せられたとき
 - 二、製造場内に現存するものが公表せられたとき
 - 三、製造免許取消の場合において製造場内に現存するとき
- は移出せられたものとみなされて課税せられる。

清涼飲料製造者は毎月その課税標準額即ち製造場外に移出した清涼飲料の石数又は炭酸瓦斯の使用量を翌月十日迄に申告することを要し且つ毎月分の税額を翌月末日迄に納付する義務を有する。又税務署長は輸出による免税を受ける場合その他につき製造者に納付の保証として担保の提供を命ずることができる。

七、取締規則及び罰則

清涼飲料の製造者又は販売者及び炭酸瓦斯の製造者又は販売者は帳簿に特定の事項を記載する義務を負ひ、これに對して收税官吏は帳簿その他の物件を検査し又はこれの監督上必要な処分をなす権限を有する。

詐偽その他の不正の行為により清涼飲料税を遁脱し若しくは遁脱を図つた者、無免許製造者及び税法施行地外において製造した清涼飲料を移入した者等は租税違脱犯として処罰せられ、その他租税秩序犯と

して課税標準額の申告を怠り又は詐る行為、帳簿書類に関する不正の行為及び收税官吏の職権遂行を妨げる行為等についても罰金又は料金の規定がある。

第十四章 砂糖消費税

砂糖消費税は明治三十四年三月創設せられその後増税の度ごとに増徴が行はれて来たが、特に昭和二十一年及び二十二年に大幅の増税が行はれた。
本税は砂糖の消費者に負担せしめることを目的とする消費税であつて間接税である。又砂糖消費税は砂糖の介数を課税標準とする点から見て従量税であり、引取の際課税する点から見て引取税である。

一、課税物件

砂糖消費税の課税物件は砂糖、糖蜜及び糖水である。
何れも甘藷又は甜菜を原料として製造せられたものであつて、麦芽糖、葡萄糖、サツカリン、蜂蜜の如きは課税物件ではない。

我國においては久しく原則として色相を以て税率を異ならしめる方法を採用し且つ製品となつたものに對し課税してゐるのであるが、昭和十五年の改正において、製造方法により差異を設ける課税方法を採用することとし、同時になるべく原料において課税し課税の簡易化を行ふこととせられた。

二、税率

税率は次の如くである。

(一) 砂糖

第一種 分蜜しない砂糖

甲 再入黒糖及び榨入白下糖但し黒糖及び白下糖以外の砂糖に加工して製造したものの並びに全部又は一部の新式機械により製造したものを除く
百斤につき 八百七十円

八百七十円

乙 その他のもの
百斤につき 七百円

七百円

第二種 その他の砂糖但し氷砂糖、再砂糖、棒砂糖、その他類似のものを除く。

甲 蔗糖の重量が全重量の百分の八十六を超えないもの
百斤につき 千五百円

千五百円

乙 その他のもの
百斤につき 千八十円

千八十円

第三種 氷砂糖、再砂糖、棒砂糖、その他類似のもの

甲 氷砂糖
百斤につき 千四百円

千四百円

消費税に課せられた第二種乙の砂糖を以て製造したものにあっては氷砂糖は百斤につき三百二十五円

乙 その他のもの

百斤につき 千四百四十円

消費税を課せられた第二種乙の砂糖を以て製造したものにあっては百斤につき三百六十円

(二) 糖 蜜

第一種 氷砂糖を製造するとき生ずる糖蜜

百斤につき 八百五十円

第二種 その他の糖蜜

百斤につき 四百二十円

(三) 糖 水

百斤につき 八百五十円

四、課税免除及び戻程

砂糖消費税は原料課税の方法を採用し、或るべく原料において課税するのであるが、輸出自向砂糖等の製造の用に供するもの、煉乳又は輸出

向菓子 糖菓等の製造の用に供する砂糖等に対しては免除せられる。又政府の承認を受け、外国に輸出する目的を以て製造場又は保税地

域から引取る砂糖、糖蜜、糖水には課税しないことゝなつてゐる。

右何れの場合においても引取後六月以内に用途に供したことの証明又は輸出したことの証明を要する。

尚、消費税を課せられた砂糖を原料として煉乳を製造した者又は消費税を課せられた砂糖を原料として製造した菓子、糖菓等を外国に輸出したときは、原料として使用した砂糖に付課せられた消費税額に相当する金額以下の交付金を交付することになつてゐる。

五、賦課徴収

砂糖消費税は課税物件を製造場又は保税地域から引取るときに賦課徴収せられる。

砂糖消費税は税務署に消費税額に相当する担保を提供して三ヶ月以

内徴税の預予を受けることができる。

担保物の種類は金銀、國債、工場跡地の三種に限られている。

租税の担保は通常税務署長に提供するのであるが、砂糖消費税の担保に限って大蔵大臣に對しても一括して提供し得る。

徴税の不実のない者に對しては、昭和十九年の改正により大蔵大臣が指定し、一定期間担保なく徴收を預予することができる旨規定せられた。

六、取締及び罰則

砂糖等の製造の開始又は廢止についての申告義務、砂糖等の製造と販売等との兼業禁止、製造者及び販売者等に對する記帳義務、收税官吏の此等の義務者に對する検査監査の認められてゐる。

政府に申告しないで砂糖等を製造したとき、消費税納付前に引取つたとき等その他詐偽又は不正の行為を以て消費税を逃脱し又は逃脱し

ようとしたときは、消費税の五倍に相当する罰金に処せられ清状に因つては五年以下の懲役又は税金五倍を超え十倍以下の罰金に処せられる。又これとともにその消費税金を直ちに徴收せられる。

この外、行政秩序犯に對しても処罰の規定が設けられてゐる。

第十五章 織物消費税

一八四

織物消費税は、明治三十七年四月第一次非常特別税として毛織物に対し課税せられたときに始まり、次で翌年第二次非常特別税として、一切の織物に対し課税するに至り、明治四十三年三月現行織物消費税の制定を見るに至った。

その後税率について数次にわたって改正が行はれたのであるが、その増徴の程度は織物が日常生活必需品であるためと特に奢侈品と認められる織物又は織物製品に対しては、別に物品税を課することによつて他の間接税と調節を保つことによつて極めて軽減であつた。併しなからこれらの織物又は織物製品に対する物品税は、戦時中に相当複雑化したのである。昭和二十一年の改正に際して織物類に対する課税の適正を期することも併せて徴税義務の簡易化を図るためこれを織物消費税に統合し従来の

物品税に相当する税負担を考慮してそれまで「百分の十五」の税率を「百分の四十」に改正したのである。又従来非課税織物であつた綿織物等に対しても繊維事情の变化からある程度負担は止むを得ないとしてこれ等に対してもすべて課税することにしたが特に税率は「百分の十」の低率課税が採用された。

本税は織物を消費する者に負担せしめることを目的とする税であるから消費税の一種であつて、間接税に属する。又織物の価格を課税標準としてゐるから、従価税であり、課税方法から観るときは、引受税である。

一、課税物件

織物消費税の課税物件は、製造場又は保税地域から引取られる織物である。

メリヤス、レース、フェルトの如きは織物でないから課税されない。

本税の課税から除外せられるものは製造者が自己又はその家族の用に供するを自らの製造した織物、外國に輸出し又は製品として外國に輸出しようとする織物である。前者は取引の過程に入らない物品の自己消費を課税しない趣旨であり、後者は輸出奨励の理由によるものである。

なお、一旦租税を納付した織物又はこれを材料とした製品を外國に輸出した場合には、政府からその税額に相当する金額の交付を受けることができる。この交付金は戻税の一種である。

二、課税標準及び税率

本税の課税標準は織物の引取価格である。その税率はその価格の百分の四十である。但し綿又はステールファイバーのみを原料とする織物等については百分の十である。

三、納税義務者

本税の納税義務者は織物を製造場又は保税地域から引取る者である。製造者が織物に価格を表記し税額に相当する印紙を貼用し本税の納付に代える場合には製造者が引取人とみなされる。

四、賦課徴収

織物引取人は引取の際織物の価格を申告する義務がある。収税官はこの申告を基礎として課税標準の決定をするのであるが、右の申告額と不相当と認められた場合、又は申告のない場合においては、課税標準額の評定を行う権限を有する。

本税も課税標準決定の後納税告知書によって納付を命ぜられる。本税については収税官が織物の製造者又は販売者の組織する団体に対し徴税に必要な設備を為し又はその事務を補助することを命ぜられる。これらの徴收補助団体に対しては、年二期（前期その年の四月から同九月まで、後期その年の十月から翌年三月まで）に令ち、毎期間内

においてその取扱つた織物中消費税を賦課した織物の課税価格の千分の一に相當する金額及びその点数毎五百点につき一円の割合を以て計算した金額の交付金を交付する。

納税義務者は税額に相當する担保（金銭又は團債に限る）を提供するときは三月以内徴収の満期を受け得る権利を享受してゐる。なお本税に対しては、印花を以て納税する方法が定められ、この場合には賦課手続は省略せられる。

五 取締及び罰則

本税は消費税であつて運搬の要が多いので法律位その徴収を確實なうしめざるを、一方において織物の製造者及び販売者に対して製造、販売の中古義務、製造場に関する詳細な届出義務を課すとともに徴税官吏の重要な監督権を認めてゐる。

納税前織物と消費した場合は、外國への輸出品として免税を受けたる織

物を内地で消費した場合、政府に申告しないで織物を製造した場合等は通常税額の五倍に相當する罰金を科せられ、情状によつては五年以下の懲役又は税金五倍を超え十倍以下の罰金に処せられ、場合によつては懲役刑と罰金刑が併科せられる外別に逃脱した税額は徴収せられる。

その他織物の製造者、販売者等に対しては、記帳の義務等を命じ、義務違反あるときは五百円以下の罰金又は科料に処せられる。

第十六章 骨牌税

一九〇

骨牌税は明治三十五年創設せられ、其の後大正十五年に改正せられ、昭和十五年及び昭和十六年十一月に税率を引上げられたが、更に昭和十九年、二十一年及び二十二年に大幅に引上げられた。本税の性質は消費税であつて間接税に属する。

一、課税物件

骨牌税の課税物件は骨牌及び麻雀牌である。
伊呂波加留多、歌加留多及び政府の認可を得た骨牌は課税せられな
いが、花かるた、とらんぶ、一どみのりの類は課税物件である。

二、税率

骨牌一組毎に麻雀にあつては三百円、其の他の骨牌については三十
円、命令を以て定められた四色牌、白牌、紙製トミノについては六円
の定額税である。

三、課税方法

骨牌税は印紙税の形式で徴収せられる。即ち骨牌の包裹に所要の印
紙を貼用し消印をなされる。納税義務者は内地製造品に対しては製
造者輸入品については保税地域からの引取人である。
骨牌の製造又は販売をなす者の見本に供する骨牌については課税を
免除せられる。

四、徴税保全及び處罰

骨牌税徴収の保全を期するため法律は諸種の規定を設けてゐる。即
ち骨牌の製造又は販売については、政府の免許を要する。製造又は販